

愛知県地域保健医療計画 中間見直し 新旧対照表

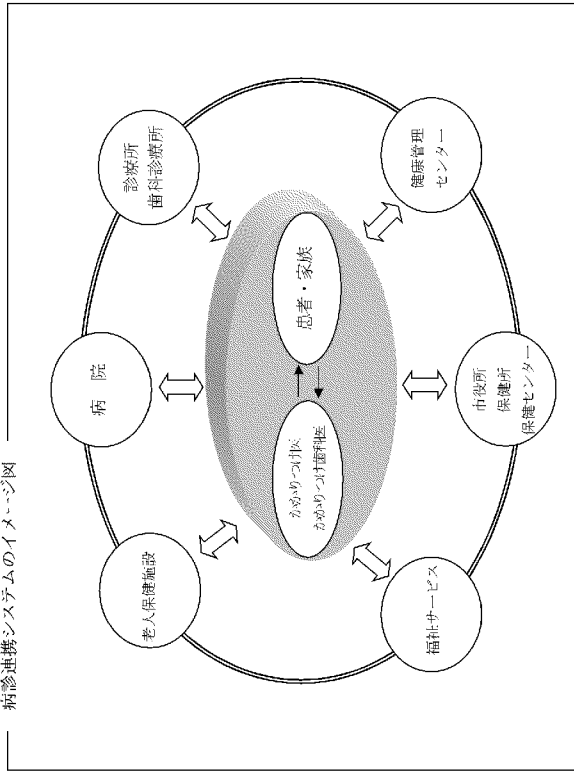
※図・表の修正は煩雑になるためタイトルに下線・マーカーをしています

新	旧
<p>第10章 その他医療を提供する体制の確保に関し必要な事項</p> <p>第1節 病診連携等推進事業</p> <p>【現状と課題】</p> <p>1 医療機関相互の連携</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ いつでも、だれもが症状に応じた適切な医療を受けられるためには、患者紹介システムを確立する必要があります。 ○ 多くの病院、診療所は、患者の症状に応じて他の医療機関に紹介・転送しています。 ○ 患者の紹介・転送に伴う診療情報の提供もほとんどの場合実施されています。 <p>2 病診連携システムの現状</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 医療機能情報公表システム（<u>令和2(2020)年度調査</u>）によると、地域医療連携体制に関する窓口を実施している病院は<u>240病院</u>となっています。（表10-1-1） ○ 愛知県医師会、地区医師会では、地域医療支援病院を始めとする医療機関との関わりを通じ、病診連携の支援を行っています。 <p>3 地域医療支援病院</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 医療圏における病診連携システムの中心となる地域医療支援病院は、本県では<u>28病院</u>です。（第3部第1章第3節参照） 	<p>第10章 その他医療を提供する体制の確保に関し必要な事項</p> <p>第1節 病診連携等推進事業</p> <p>【現状と課題】</p> <p>1 医療機関相互の連携</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 軽症患者も病院を受診することで、患者にとって待ち時間が長くなることも、病院勤務医への負担となっています。 ○ 多くの病院、診療所は、患者の症状に応じて他の医療機関に紹介・転送しています。 ○ 患者の紹介・転送に伴う診療情報の提供もほとんどの場合実施されています。 <p>2 病診連携システムの現状</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 医療機能情報公表システム（<u>平成28(2016)年度調査</u>）によると、地域医療連携体制に関する窓口を実施している病院は<u>230病院</u>となっています。（表10-1-1） ○ 愛知県医師会、地区医師会では、地域医療支援病院を始めとする医療機関との関わりを通じ、病診連携の支援を行っています。 <p>3 地域医療支援病院</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 医療圏における病診連携システムを中心となる地域医療支援病院は、本県では<u>24病院</u>です。（第3部第1章第3節参照）

【今後の方策】

- 医療機関の機能分化と相互連携を推進するため、病診連携システムの整備を推進します。
- 患者紹介・逆紹介のシステム化や病院施設・設備の開放・共同利用など、地域の医療機関が連携する仕組みづくりを推進します。

病診連携システムのイメージ図



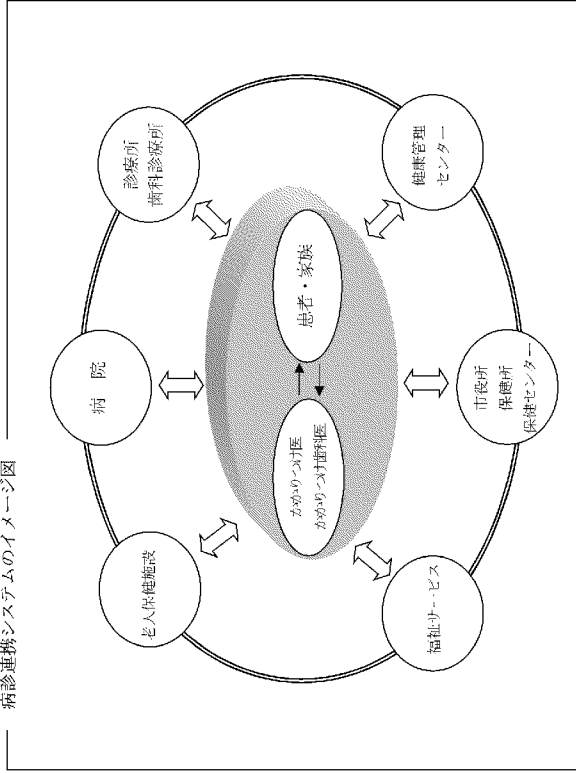
用語の解説

- 病診連携システム
診療所・歯科診療所は患者のプライマリ・ケアを担い、病院は入院機能を受け持つという機能分担を前提に両者の連携を図るためのシステムをいい、地域医師会又は地域の中核的な病院が中心となって運営する患者紹介システムを指すことが多いですが、本来は病床や高度医療機器の共同利用、症例検討会等の研修の開放などを含んだ地域の医療機関の連携システムのことで、
- 病診連携システムのメリット
① 患者は、適切な時期に症状に応じた医療機関に紹介されれば、安心して身近な医療機関（かかりつけ医、かかりつけ歯科医）で医療を受けることができます。
② 患者は、かかりつけ医、かかりつけ歯科医により、健康増進からリハビリまで、各段階を通じて、質性、継続性のある全人的な保健医療サービスを受けることができます。
③ 患者の過度な大病院への集中を防ぎ、症状とその程度に応じた医療機関受診が可能になります。
④ 高度医療機器などの医療資源の有効利用を図ることができます。
⑤ 医療従事者が相互に啓蒙し合い、医療水準の向上が期待できます。
⑥ 医療機関相互の信頼が深まり、地域医療の混乱を招くような過度の競争を回避できます。

【今後の方策】

- 医療機関の機能分化と相互連携を推進するため、病診連携システムの整備を推進します。
- 患者紹介・逆紹介のシステム化や病院施設・設備の開放・共同利用など、地域の医療機関が連携する仕組みづくりを推進します。

病診連携システムのイメージ図



用語の解説

- 病診連携システム
診療所・歯科診療所は患者のプライマリ・ケアを担い、病院は入院機能を受け持つという機能分担を前提に両者の連携を図るためのシステムをいい、地域医師会又は地域の中核的な病院が中心となって運営する患者紹介システムを指すことが多いですが、本来は病床や高度医療機器の共同利用、症例検討会等の研修の開放などを含んだ地域の医療機関の連携システムのことで、
- 病診連携システムのメリット
① 患者は、適切な時期に症状に応じた医療機関に紹介されれば、安心して身近な医療機関（かかりつけ医、かかりつけ歯科医）で医療を受けることができます。
② 患者は、かかりつけ医、かかりつけ歯科医により、健康増進からリハビリまで、各段階を通じて、質性、継続性のある全人的な保健医療サービスを受けることができます。
③ 患者の過度な大病院への集中を防ぎ、症状とその程度に応じた医療機関受診が可能になります。
④ 高度医療機器などの医療資源の有効利用を図ることができます。
⑤ 医療従事者が相互に啓蒙し合い、医療水準の向上が期待できます。
⑥ 医療機関相互の信頼が深まり、地域医療の混乱を招くような過度の競争を回避できます。

表10-1-1-1 病診連携に取り組んでいる病院

医療圏	病院数 a	地域医療連携体制 に関する窓口を実 施している病院数 b	b/a
名古屋・尾張中部	127	93	73.2%
海部	11	10	90.9%
尾張東部	19	15	78.9%
尾張西部	20	17	85.0%
尾張北部	26	21	80.8%
知多半島	19	13	68.4%
西三河北部	20	16	80.0%
西三河南部東	16	10	62.5%
西三河南部西	22	17	77.3%
東三河北部	4	2	50.0%
東三河南部	37	26	70.3%
計	321	240	74.8%

資料：愛知医療機能情報公表システム（令和2年度調査）
病院数は令和2年10月1日現在

表10-1-1 病診連携に取り組んでいる病院

医療圏	病院数 a	地域医療連携体制 に関する窓口を実 施している病院数 b	b/a
名古屋・尾張中部	134	94	70.1%
海部	11	9	81.8%
尾張東部	19	13	68.4%
尾張西部	20	17	85.0%
尾張北部	24	20	83.3%
知多半島	19	12	63.2%
西三河北部	18	13	72.2%
西三河南部東	15	9	60.0%
西三河南部西	22	17	77.3%
東三河北部	6	2	33.3%
東三河南部	35	24	68.6%
計	323	230	71.2%

資料：愛知医療機能情報公表システム（平成28年度調査）
病院数は平成28年10月1日現在

愛知県地域保健医療計画 中間見直し 新旧対照表

※図・表の修正は煩雑になるためタイトルに下線・マーカーをしています

新	旧
<p>第2節 高齢者保健医療福祉対策 【現状と課題】</p> <p>1 介護保険事業の状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ いわゆる団塊の世代が75歳以上となる<u>令和7</u>(2025)年に向けて、高齢者が地域で自立した生活を営めるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスが切れ目なく提供される「地域包括ケアシステム」の実現に向けた取組を進めています。 ○ 平成18(2006)年度から、県内全市町村において地域包括支援センターが設置され、予防給付、地域支援事業が実施されています。 令和2(2020)年7月1日現在の地域包括支援センター数は232か所となつています。 ○ 「介護予防・日常生活支援総合事業」が平成29(2017)年4月から全市町村において実施されており、市町村が中心となって、地域の実情に応じた住民等の多様な主体による多様なサービスを充実することにより、地域の支え合い体制づくりを推進し、要支援者等に対する効果的かつ効率的な支援を実施できるよう、市町村職員や地域包括支援センター職員等を対象に研修等を実施しています。 	<p>第2節 高齢者保健医療福祉対策 【現状と課題】</p> <p>1 介護保険事業の状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ いわゆる団塊の世代が75歳以上となる<u>平成37</u>(2025)年に向けて、高齢者が地域で自立した生活を営めるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスが切れ目なく提供される「地域包括ケアシステム」の実現に向けた取組を進めています。 ○ 平成18(2006)年度から、県内全市町村において地域包括支援センターが設置され、予防給付、地域支援事業が実施されています。 平成29(2017)年6月1日現在の地域包括支援センター数は221か所となつています。 ○ 「介護予防・日常生活支援総合事業」が平成29(2017)年4月から全市町村において実施されており、市町村が中心となって、地域の実情に応じた住民等の多様な主体による多様なサービスを充実することにより、地域の支え合い体制づくりを推進し、要支援者等に対する効果的かつ効率的な支援を実施できるよう、市町村職員や地域包括支援センター職員等を対象に研修等を実施しています。

- 地域密着型サービスの利用者は、歴
宅及び施設サービスの利用者に比べ
高い伸びを示しています。(表 10-2-1)
なお、医療系サービスの訪問看護、
通所リハビリテーション、居宅療養管
理指導の利用状況は表 10-2-2 のとお
りです。
- 令和2(2020)年3月の要支援、要介
護認定者数を平成12(2000)年4月と比
較すると、約3.7倍に増加しており、
特に軽度の要介護者の増加が著しく
なっています。(表 10-2-3)
- 愛知県高齢者健康福祉計画に基づ
く介護保険施設の整備目標及び整備
状況は表 10-2-4 のとおりです。

- 軽度の要介護者の増加が
著しいことから、介護予防
の推進により自立生活の維
持を図ると同時に、要介護
者の自立支援のため、地域
密着型サービスとの連携を
図る必要があります。
- 介護保険施設の整備につ
いては施設相互の均衡を図
りながら、老人福祉圏域ご
とに計画的に行う必要があ
ります。
- 介護保険施設の整備につ
いては、ユニットケアを
特徴とする個室化を図り、
在宅では対応が困難な要
介護度の高い方の利用を
重点的に進めていく必要
があります。
また、地域密着型サービ
スともバランスをとりなが
ら計画的に整備していく必
要があります。
- 介護療養型医療施設に
ついては、入院している方
が困ることがないよう円
滑な介護保険施設等への
転換について、支援する必
要があります。
- 愛知県高齢者健康福祉計
画の令和元(2019)年度の
実施状況では、地域密着型
サービスの利用が認知症関
係サービスを除き低調とな
っており、利用促進を図る
必要があります。

2 認知症施策の推進

- 今後の高齢社会の進展に伴って、我
が国の認知症高齢者の増加が見込まれ

- 介護保険制度の導入当初を除き、居
宅サービスの利用者は、施設サービス
の利用者に比べ高い伸びを示していま
す。(表 10-2-1)
なお、医療系サービスの訪問看護、
通所リハビリテーション、居宅療養管
理指導の利用状況は表 10-2-2 のとお
りです。
- 平成29(2017)年3月の要支援、要介
護認定者数を平成12(2000)年4月と比
較すると、約3.4倍に増加しており、
特に軽度の要介護者の増加が著しくな
っています。(表 10-2-3)
- 愛知県高齢者健康福祉計画に基づ
く介護保険施設の整備目標及び整備状況
は表 10-2-4 のとおりです。

2 認知症対策

- 今後の高齢社会の進展に伴って、我
が国の認知症高齢者の増加が見込まれ

- 軽度の要介護者の増加が
著しいことから、介護予防
の推進により自立生活の維
持を図ると同時に、要介護
者の自立支援のため、地域
密着型サービスとの連携を
図る必要があります。
- 介護保険施設の整備につ
いては施設相互の均衡を図
りながら、老人福祉圏域ご
とに計画的に行う必要があ
ります。
- 介護保険施設の整備につ
いては、ユニットケアを
特徴とする個室化を図り、
在宅では対応が困難な要
介護度の高い方の利用を
重点的に進めていく必要
があります。
また、地域密着型サービ
スともバランスをとりなが
ら計画的に整備していく必
要があります。
- 介護療養型医療施設に
ついては、入院している方
が困ることがないよう円
滑な介護保険施設等への
転換について、支援する必
要があります。
- 愛知県高齢者健康福祉計
画の平成26(2014)年度の
実施状況では、地域密着型サ
ービスの利用が認知症関係
サービスを除き低調となっ
ており、利用促進を図る必
要があります。

- 認知症の人の意思が尊重
され、できる限り住み慣れ

ており、令和7（2025）年には最大で約730万人前後になると推計されています。

なお、平成27（2015）年における本県の認知症高齢者は27万7千人、令和7（2025）年には、最大で38万9千人へと増加すると推計されています。

- 認知症の人を地域で支えるために、認知症を正しく理解し、地域で認知症の人やその家族を手助けする認知症サポーターを養成しています。
 - 認知症予防の取組として、認知症・介護予防の普及啓発活動などを身近な地域において行う「認知症予防リーダー」を育成するための研修を実施しています。
 - 早期診断・早期対応を軸とした、認知症の容態に応じた切れ目のない適時・適切な医療・介護が提供されるよう、医師・歯科医師・薬剤師・看護職員及び介護職員、認知症地域支援推進員等への研修を実施しています。
 - 市町村の認知症地域支援体制及び認知症ケアに関する先進事例や好事例を収集し、県内市町村への普及、また、研修会の実施により認知症施策の全体的な水準の向上を図っています。
 - 若年性認知症の人やその家族等からの相談に応じ、医療・福祉・就労等の総合的な支援をするため、「愛知県若年性認知症総合支援センター」を設置しています。
- 3 高齢者虐待防止
- 市町村等が「高齢者の虐待防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（高齢者虐待防止法）」に基づき、虐待を受けたあるいは受ける恐れのある高齢者へ迅速かつ適切な対応、養護者に対する支援、養介護施設等への指

た地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができよう、認知症高齢者等にやさしい地域づくりを進める必要があります。

- 地域や職域での認知症サポーターの養成と活動を推進し、認知症になっても安心して暮らせる地域づくりを進める必要があります。
- 認知症の予防、早期発見・早期対応及び認知症高齢者に適したサービスの質の向上、人材の養成等医療と介護が一体となった支援体制を構築していく必要があります。
- 認知症になっても住み慣れた地域で生活を継続するために、市町村において医療と介護の連携強化や地域における支援体制の構築を図ることが必要です。

- 若年性認知症の人は、就労や生活費等の経済的問題が大きいことから、居場所づくり、就労・社会参加支援等、様々な分野にわたる支援を総合的に講じていく必要があります。
- 高齢者虐待の予防と早期対応を地域全体で取組み、高齢者が尊厳を持ち日々暮らせる地域となることが求められています。

3 高齢者虐待防止

- 市町村等が「高齢者の虐待防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（高齢者虐待防止法）」に基づき、虐待を受けたあるいは受ける恐れのある高齢者へ迅速かつ適切な対応、養護者に対する支援、養介護施設等への指

ており、平成37（2025）年には約700万人前後になると推計されています。

なお、平成24（2012）年における本県の認知症高齢者は23万7千人、平成37（2025）年には、36万9千人から40万人へと増加すると推計されています。

- 認知症の人を地域で支えるために、認知症を正しく理解し、地域で認知症の人やその家族を手助けする認知症サポーターを養成しています。
- 認知症予防の取組として、認知症予防運動プログラムを作成し、研修により県内市町村への普及を図っています。

- 早期診断・早期対応を軸とした、認知症の容態に応じた切れ目のない適時・適切な医療・介護が提供されるよう、医師・歯科医師・薬剤師・看護職員及び介護職員、認知症地域支援推進員等への研修を実施しています。
- 市町村の認知症地域支援体制及び認知症ケアに関する先進事例や好事例を収集し、県内市町村への普及、また、研修会の実施により認知症施策の全体的な水準の向上を図っています。

- 若年性認知症の人やその家族等からの相談に応じ、医療・福祉・就労等の総合的な支援をするため、「愛知県若年性認知症総合支援センター」を設置しています。

3 高齢者虐待防止

- 市町村等が「高齢者の虐待防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（高齢者虐待防止法）」に基づき、虐待を受けたあるいは受ける恐れのある高齢者及び養護者へ適切な対応が行えるよう市町村等の職員を対象に研修会

た地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができよう、認知症高齢者等にやさしい地域づくりを進める必要があります。

- 地域や職域での認知症サポーターの養成と活動を推進し、認知症になっても安心して暮らせる地域づくりを進める必要があります。
- 認知症の予防、早期発見・早期対応及び認知症高齢者に適したサービスの質の向上、人材の養成等医療と介護が一体となった支援体制を構築していく必要があります。
- 認知症になっても住み慣れた地域で生活を継続するために、市町村において医療と介護の連携強化や地域における支援体制の構築を図ることが必要です。

- 若年性認知症の人は、就労や生活費等の経済的問題が大きいことから、居場所づくり、就労・社会参加支援等、様々な分野にわたる支援を総合的に講じていく必要があります。
- 高齢者虐待の予防と早期対応を地域全体で取組み、高齢者が尊厳を持ち日々暮らせる地域となることが求められています。

導、助言、及び改善計画書等への対応を適切に行えるよう市町村等の職員を対象に研修会を実施しています。

- 4 生活支援サービスの提供体制の整備
- 高齢者のひとり暮らしや夫婦のみの世帯が増加しています。また、家族や地域のつながりの希薄化による高齢者の孤立化や、買い物等日常生活に不便や不安を感じる高齢者の生活支援が課題となっています。
 - 高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるようには、平常時から安否確認や緊急時の対応、日常生活における支援ニーズの把握など、地域における見守りや生活支援の体制整備が必要です。
 - 令和元(2019)年6月現在の生活支援体制整備状況としては、生活支援コーナー(第1層)を54市町村で配置、協議体(第1層)を50市町村で設置しています。

- 5 高齢化の進展に伴う疾病等
- 高齢化の進展に伴い、ロコモティブシンドローム(運動器症候群)、フレイル(高齢者の虚弱)、肺炎、大腿骨頸部骨折等の増加が予想されます。
 - 平成28(2016)年度愛知県生活習慣関連調査によると運動習慣者(1回30分以上かつ週2回以上の運動を1以上実施している者)の割合は、全体で男女とも約3割ですが、年別にみると、若い年代ほど低い状況です。
 - 平成28(2016)年度愛知県生活習慣関連調査によるとロコモティブシンドロームを認知している者の割合は全体では35.5%ですが、20歳代・30歳代は2割程度、60歳代・70歳代は4割程度となっています。

を実施しています。

- 4 生活支援サービスの提供体制の整備
- 高齢者のひとり暮らしや夫婦のみの世帯が増加しています。また、家族や地域のつながりの希薄化による高齢者の孤立化や、買い物等日常生活に不便や不安を感じる高齢者の生活支援が課題となっています。
 - 高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるようには、平常時から安否確認や緊急時の対応、日常生活における支援ニーズの把握など、地域における見守りや生活支援の体制整備が必要です。
 - 平成29(2017)年1月現在の生活支援体制整備状況としては、生活支援コーナー(第1層)を29市町村で配置、協議体(第1層)を27市町村で設置しています。

- 5 高齢化の進展に伴う疾病等
- 高齢化の進展に伴い、ロコモティブシンドローム(運動器症候群)、フレイル(高齢者の虚弱)、肺炎、大腿骨頸部骨折等の増加が予想されます。
 - 平成28(2016)年度愛知県生活習慣関連調査によると運動習慣者(1回30分以上かつ週2回以上の運動を1以上実施している者)の割合は、全体で男女とも約3割ですが、年別にみると、若い年代ほど低い状況です。
 - 平成28(2016)年度愛知県生活習慣関連調査によるとロコモティブシンドロームを認知している者の割合は全体では35.5%ですが、20歳代・30歳代は2割程度、60歳代・70歳代は4割程度となっています。

○ 市町村における生活支援体制整備推進のために、普及啓発、市町村の実情に応じた取組支援を行う必要があります。

- 疾病予防・介護予防等を中心に、医療・介護が連携した対応をしていくことが必要です。
- 寝たきり高齢者の口腔機能の低下予防のために、口腔ケア・口腔管理体制の整備が必要です。
- 運動不足に伴う運動器の障害は、特に高齢期において自立度を低下させ、介護が必要となる危険性を高めます。運動器の健康維持の重要性の理解を図り、若い頃から運動の実施等に努め、高齢期になっても運動

<p>○ 平成26(2014)年度にDPC調査対象病院に入院した65歳以上の肺炎患者のうち、誤嚥性肺炎の患者割合は38.3%となっております。(表10-2-5)</p> <p>○ DPC導入の影響評価に係る調査(平成26(2014)年度)によると、65歳以上の大腿骨頸部骨折患者について、患者の多くが他の医療圏へ流出している医療圏があります。(表10-2-6)</p>	<p>器の健康が保たれ、気軽に外出や社会参加が可能となるよう取組を進めていくことが重要です。</p> <p>○ 後期高齢期にはフレイルが顕著に進行するため、生活習慣病等の重症化予防や低栄養、運動機能・認知機能の低下などフレイルの進行を予防する取組が重要です。高齢者の特性に応じた健康状態や生活機能への適切な介入支援が必要です。</p> <p>○ 口腔機能の低下や誤嚥性肺炎の予防のために、口腔管理体制を整備する必要があります</p> <p>○ 高齢者の肺炎や大腿骨頸部骨折など回復期につなげることは、医療圏内で対応することが望ましく、回復期の医療機能の充実が必要です。</p>	<p>○ 平成26(2014)年度にDPC調査対象病院に入院した65歳以上の肺炎患者のうち、誤嚥性肺炎の患者割合は38.3%となっております。(表10-2-5)</p> <p>○ DPC導入の影響評価に係る調査(平成26(2014)年度)によると、65歳以上の大腿骨頸部骨折患者について、患者の多くが他の医療圏へ流出している医療圏があります。(表10-2-6)</p>	<p>器の健康が保たれ、気軽に外出や社会参加が可能となるよう取組を進めていくことが重要です。</p> <p>○ 後期高齢期にはフレイルが顕著に進行するため、生活習慣病等の重症化予防や低栄養、運動機能・認知機能の低下などフレイルの進行を予防する取組が重要です。高齢者の特性に応じた健康状態や生活機能への適切な介入支援が必要です。</p> <p>○ 口腔機能の低下や誤嚥性肺炎の予防のために、口腔管理体制を整備する必要があります</p> <p>○ 高齢者の肺炎や大腿骨頸部骨折など回復期につなげることは、医療圏内で対応することが望ましく、回復期の医療機能の充実が必要です。</p>
<p>【今後の方策】</p> <p>○ 高齢者が住み慣れた地域で、健康で生きがいを持ち安心して暮らせる社会の実現を図るため、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスが連携した「地域包括ケアシステム」の構築を図るよう、愛知県高齢者健康福祉計画の着実な推進を図ります。</p> <p>○ 「高齢化の進展」や「病床の機能の分化と連携の推進」により増加していく、在宅医療や介護サービスの需要については、市町村等と連携し適切に対応していきます。</p> <p>○ 「地域包括ケアシステム」の構築にむけた市町村の取組推進への支援を行います。</p> <p>○ 不足が見込まれる回復期の医療機能が充足できるよう、病床の転換等を支援します。</p> <p>○ 認知症施策においては、「認知症に理解の深いまちづくり」の実現をめざす「あいちオレメンジタウン構想」の着実な推進を図ります。</p>	<p>【今後の方策】</p> <p>○ 高齢者が住み慣れた地域で、健康で生きがいを持ち安心して暮らせる社会の実現を図るため、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスが連携した「地域包括ケアシステム」の構築を図るよう、愛知県高齢者健康福祉計画の着実な推進を図ります。</p> <p>○ 「高齢化の進展」や「病床の機能の分化と連携の推進」により増加していく、在宅医療や介護サービスの需要については、市町村等と連携し適切に対応していきます。</p> <p>○ 「地域包括ケアシステム」の構築にむけた市町村の取組推進への支援を行います。</p> <p>○ 不足が見込まれる回復期の医療機能が充足できるよう、病床の転換等を支援します。</p> <p>○ 認知症施策においては、「認知症に理解の深いまちづくり」の実現をめざす「あいちオレメンジタウン構想」の着実な推進を図ります。</p>	<p>【今後の方策】</p> <p>○ 高齢者が住み慣れた地域で、健康で生きがいを持ち安心して暮らせる社会の実現を図るため、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスが連携した「地域包括ケアシステム」の構築を図るよう、愛知県高齢者健康福祉計画の着実な推進を図ります。</p> <p>○ 「高齢化の進展」や「病床の機能の分化と連携の推進」により増加していく、在宅医療や介護サービスの需要については、市町村等と連携し適切に対応していきます。</p> <p>○ 「地域包括ケアシステム」の構築にむけた市町村の取組推進への支援を行います。</p> <p>○ 不足が見込まれる回復期の医療機能が充足できるよう、病床の転換等を支援します。</p> <p>○ 認知症施策においては、「認知症に理解の深いまちづくり」の実現をめざす「あいちオレメンジタウン構想」の着実な推進を図ります。</p>	<p>【今後の方策】</p> <p>○ 高齢者が住み慣れた地域で、健康で生きがいを持ち安心して暮らせる社会の実現を図るため、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスが連携した「地域包括ケアシステム」の構築を図るよう、愛知県高齢者健康福祉計画の着実な推進を図ります。</p> <p>○ 「高齢化の進展」や「病床の機能の分化と連携の推進」により増加していく、在宅医療や介護サービスの需要については、市町村等と連携し適切に対応していきます。</p> <p>○ 「地域包括ケアシステム」の構築にむけた市町村の取組推進への支援を行います。</p> <p>○ 不足が見込まれる回復期の医療機能が充足できるよう、病床の転換等を支援します。</p> <p>○ 認知症施策においては、「認知症に理解の深いまちづくり」の実現をめざす「あいちオレメンジタウン構想」の着実な推進を図ります。</p>

表10-2-1-1 サービス受給者の推移

区分	(人・%)									
	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度
居宅サービス	166,723 (7.1)	176,914 (6.1)	186,156 (5.2)	188,486 (1.3)	183,156 (-2.8)	185,221 (1.1)				
地域密着型サービス	14,078 (8.6)	15,792 (12.2)	17,146 (8.6)	33,729 (96.7)	36,023 (6.8)	37,370 (3.7)				
施設サービス	39,081 (2.5)	39,596 (1.3)	40,006 (1.0)	40,642 (1.6)	41,308 (1.6)	41,989 (1.6)				
計	219,882 (6.4)	232,302 (5.6)	243,308 (4.7)	282,857 (8.0)	280,487 (-0.9)	284,580 (1.6)				

資料：介護保険事業状況報告年報の人数(月平均)

()内は前年数字に対する伸び率(%)

表10-2-2-1 居宅サービスのサービス利用実績

区分	(単位:件)									
	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度
訪問看護	15,715	17,628	20,135	22,606	25,078	26,909				
訪問ヘルプサービス	3,872	3,781	3,557	3,640	4,007	4,383				
居宅療養管理指導	40,523	47,629	54,298	60,638	68,206	76,878				
通所ヘルプサービス	25,426	26,435	27,391	28,985	31,319	32,540				

資料：介護保険事業状況報告年報の件数(月平均)

介護予防を含む。

表10-2-2-2 要支援・要介護認定者数の推移

区分	平成12年4月末		令和2年3月末		認定者数の伸び率(%)
	認定者数(人)	構成比(%)	認定者数(人)	構成比(%)	
要支援	9,469	11.1	45,326	14.2	478.7
要介護1	19,895	23.4	55,007	17.3	566.0
			57,591	18.1	
要介護2	15,774	18.5	55,339	17.4	350.8
要介護3	13,653	16.0	41,859	13.1	306.6
要介護4	14,793	17.4	37,423	11.8	253.0
要介護5	11,536	13.6	25,864	8.1	224.2
合計	85,120	100.0	318,412	100.0	374.1

資料：介護保険事業状況報告、令和2年は暫定値

表10-2-1 サービス受給者の推移

区分	(人・%)									
	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
居宅サービス	136,243 (7.0)	145,585 (6.9)	155,663 (6.9)	166,723 (7.1)	176,914 (6.1)	186,156 (5.2)				
地域密着型サービス	9,746 (14.1)	11,306 (16.0)	12,963 (14.7)	14,078 (8.6)	15,792 (12.2)	17,146 (8.6)				
施設サービス	36,951 (0.4)	37,259 (0.8)	38,110 (2.3)	39,081 (2.5)	39,596 (1.3)	40,006 (1.0)				
計	182,940 (5.9)	194,150 (6.1)	206,736 (6.5)	219,882 (6.4)	232,302 (5.6)	243,308 (4.7)				

資料：介護保険事業状況報告年報の人数(月平均)

()内は前年数字に対する伸び率(%)

表10-2-2 居宅サービスのサービス利用実績

区分	(単位:件)									
	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
訪問看護	11,597	12,519	13,970	15,715	17,628	20,135				
訪問ヘルプサービス	3,298	3,725	3,736	3,872	3,781	3,557				
居宅療養管理指導	23,818	28,523	34,629	40,523	47,629	54,298				
通所ヘルプサービス	22,133	22,805	23,956	25,426	26,435	27,391				

資料：介護保険事業状況報告年報の件数(月平均)

介護予防を含む。

表10-2-3 要支援・要介護認定者数の推移

区分	平成12年4月末		平成29年3月末		認定者数の伸び率(%)
	認定者数(人)	構成比(%)	認定者数(人)	構成比(%)	
要支援	9,469	11.1	42,914	14.6	453.5
要介護1	19,895	23.4	47,559	16.2	511.9
			54,276	18.5	
要介護2	15,774	18.5	52,518	17.9	332.9
要介護3	13,653	16.0	38,035	13.0	278.6
要介護4	14,793	17.4	33,278	11.3	225.0
要介護5	11,536	13.6	24,883	8.5	215.7
合計	85,120	100.0	293,493	100.0	344.8

資料：介護保険事業状況報告、平成29年は暫定値

表10-2-4 介護施設施設・訪問看護ステーション

医療圏	介護老人福祉施設		介護老人保健施設		介護療養型 医療施設 入所定員 総数	介護 医療院 入所定員 総数	訪問看護 ステーション 施設数
	整備目標	認可入所 定員総数	整備目標	認可入所 定員総数			
名古屋・ 尾張中部	8,931人	8,331人	7,286人	7,167人	275人	189人	361か所
海部	1,406人	1,317人	1,088人	1,018人	0人	110人	23か所
尾張東部	1,479人	1,299人	1,285人	1,166人	53人	0人	44か所
尾張西部	2,150人	2,030人	1,245人	1,185人	0人	0人	58か所
尾張北部	2,433人	2,247人	1,573人	1,461人	16人	38人	61か所
知多半島	2,518人	2,498人	1,657人	1,647人	12人	0人	51か所
西三河北部	1,321人	1,221人	793人	789人	0人	63人	34か所
西三河南部東	1,030人	1,010人	846人	806人	0人	100人	24か所
西三河南部西	2,472人	2,142人	1,593人	1,543人	55人	115人	53か所
東三河北部	444人	444人	243人	243人	95人	0人	2か所
東三河南部	2,097人	2,088人	1,377人	1,377人	22人	135人	42か所
計	26,281人	24,627人	18,986人	18,405人	528人	750人	753か所

注：整備目標は令和2年度、定員総数は令和2年3月31日現在（ただし、訪問看護ステーションは令和2年4月1日現在）

表10-2-1 介護保険施設・訪問看護ステーション

医療圏	介護老人福祉施設		介護老人保健施設		介護療養型 医療施設 入所定員 総数	訪問看護 ステーション 施設数
	整備目標	認可入所 定員総数	整備目標	認可入所 定員総数		
名古屋・ 尾張中部	8,138人	8,231人	7,311人	7,167人	580人	275か所
海部	1,320人	1,289人	1,122人	1,018人	164人	18か所
尾張東部	1,389人	1,339人	1,215人	1,125人	129人	35か所
尾張西部	2,030人	2,030人	1,205人	1,185人	17人	45か所
尾張北部	2,303人	2,247人	1,543人	1,522人	40人	41か所
知多半島	2,500人	2,488人	1,687人	1,647人	88人	45か所
西三河北部	1,311人	1,301人	893人	773人	63人	22か所
西三河南部東	990人	990人	846人	746人	107人	25か所
西三河南部西	2,353人	2,153人	1,665人	1,543人	170人	35か所
東三河北部	440人	444人	243人	243人	107人	3か所
東三河南部	2,100人	2,071人	1,437人	1,377人	547人	35か所
計	24,874人	24,583人	19,167人	18,346人	2,007人	579か所

注：整備目標は平成29年度、定員総数は平成29年3月31日現在（ただし、訪問看護ステーションは平成29年4月1日現在）

表10-2-5 肺炎入院患者（平成26年度DPC調査）の状況

医療圏	肺炎	うち誤嚥性肺炎
名古屋・尾張中部	7,222	2,552 (35.3%)
海部	854	375 (43.9%)
尾張東部	2,010	698 (34.7%)
尾張西部	1,185	434 (36.6%)
尾張北部	1,563	781 (50.0%)
知多半島	1,071	302 (28.2%)
西三河北部	1,205	481 (39.9%)
西三河南部東	2,345	1,122 (47.8%)
西三河南部西	806	319 (39.6%)
東三河北部	174	62 (35.6%)
東三河南部	1,505	517 (34.4%)
計	19,940	7,643 (38.3%)

資料：医療人材有効活用促進事業（愛知県健康福祉部）

表10-2-5 肺炎入院患者（平成26年度DPC調査）の状況

医療圏	肺炎	うち誤嚥性肺炎
名古屋・尾張中部	7,222	2,552 (35.3%)
海部	854	375 (43.9%)
尾張東部	2,010	698 (34.7%)
尾張西部	1,185	434 (36.6%)
尾張北部	1,563	781 (50.0%)
知多半島	1,071	302 (28.2%)
西三河北部	1,205	481 (39.9%)
西三河南部東	2,345	1,122 (47.8%)
西三河南部西	806	319 (39.6%)
東三河北部	174	62 (35.6%)
東三河南部	1,505	517 (34.4%)
計	19,940	7,643 (38.3%)

資料：医療人材有効活用促進事業（愛知県健康福祉部）

表 10-2-6 大腿骨頸部骨折患者（平成 26 年度 DPC 導入の影響評価に係る調査）の状況

①大腿骨頸部骨折（手術なし） (単位:人/年)

医療圏	医療機関所在地											流出患者数	
	名古屋・尾張中部	海部	尾張東部	尾張西部	尾張北部	知多半島	西三河北部	西三河中部	西三河西部	東三河北部	東三河南部		計
名古屋・尾張中部	153	0	30	0	2	0	0	0	0	0	0	185	17.3%
海部	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	100.0%
尾張東部	3	0	22	0	0	0	1	0	1	0	0	27	18.5%
尾張西部	0	0	0	27	0	0	0	0	0	0	0	27	0.0%
尾張北部	2	0	0	0	30	0	0	0	0	0	0	32	6.3%
知多半島	5	0	1	0	0	17	0	0	0	0	0	23	28.1%
西三河北部	0	0	0	0	0	0	12	1	4	0	0	17	29.0%
西三河中部	0	0	0	0	0	0	0	22	4	0	1	27	18.5%
西三河西部	0	0	0	0	0	0	0	1	32	0	0	33	3.0%
東三河北部	0	0	0	0	0	0	0	0	0	24	6	30	20.0%
東三河南部	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	39	39	0.0%
計	167	0	53	27	32	17	13	24	41	24	46	444	
流入患者率	8.4%	0.0%	59.5%	0.0%	6.3%	0.0%	7.7%	8.3%	22.0%	0.0%	15.2%		

表 10-2-6 大腿骨頸部骨折患者（平成 26 年度 DPC 導入の影響評価に係る調査）の状況

①大腿骨頸部骨折（手術あり） (単位:人/年)

医療圏	医療機関所在地											流出患者数		
	名古屋・尾張中部	海部	尾張東部	尾張西部	尾張北部	知多半島	西三河北部	西三河中部	西三河西部	東三河北部	東三河南部		計	
名古屋・尾張中部	1827	16	134	8	41	3	5	0	1	0	0	2036	10.3%	
海部	41	224	0	14	0	0	0	0	0	0	0	279	19.7%	
尾張東部	46	1	238	0	2	0	6	0	1	0	0	294	19.0%	
尾張西部	6	4	1	313	3	0	0	0	0	0	0	327	4.3%	
尾張北部	12	0	4	4	445	0	0	0	1	0	1	467	4.7%	
知多半島	58	0	4	0	2	321	0	0	49	0	0	434	26.0%	
西三河北部	1	0	2	0	0	0	281	2	9	0	0	295	4.7%	
西三河中部	3	0	0	0	0	0	6	243	51	0	2	305	20.3%	
西三河西部	0	0	2	0	0	2	1	2	300	0	0	67	75	92.0%
東三河北部	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6	0	420	421	0.2%
東三河南部	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	491	5440	
計	1994	245	385	339	493	326	300	249	612	6	491	5440		
流入患者率	9.4%	8.6%	39.2%	7.7%	9.7%	1.5%	6.3%	2.4%	18.3%	0.0%	14.5%			

表 10-2-6 大腿骨頸部骨折患者（平成 26 年度 DPC 導入の影響評価に係る調査）の状況

②大腿骨頸部骨折（手術あり） (単位:人/年)

医療圏	医療機関所在地											流出患者数		
	名古屋・尾張中部	海部	尾張東部	尾張西部	尾張北部	知多半島	西三河北部	西三河中部	西三河西部	東三河北部	東三河南部		計	
名古屋・尾張中部	1827	16	134	8	41	3	5	0	1	0	0	2036	10.3%	
海部	41	224	0	14	0	0	0	0	0	0	0	279	19.7%	
尾張東部	46	1	238	0	2	0	6	0	1	0	0	294	19.0%	
尾張西部	6	4	1	313	3	0	0	0	0	0	0	327	4.3%	
尾張北部	12	0	4	4	445	0	0	0	1	0	1	467	4.7%	
知多半島	58	0	4	0	2	321	0	0	49	0	0	434	26.0%	
西三河北部	1	0	2	0	0	0	281	2	9	0	0	295	4.7%	
西三河中部	3	0	0	0	0	0	6	243	51	0	2	305	20.3%	
西三河西部	0	0	2	0	0	2	1	2	300	0	0	67	75	92.0%
東三河北部	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6	0	420	421	0.2%
東三河南部	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	491	5440	
計	1994	245	385	339	493	326	300	249	612	6	491	5440		
流入患者率	9.4%	8.6%	39.2%	7.7%	9.7%	1.5%	6.3%	2.4%	18.3%	0.0%	14.5%			

資料：医療人材有効活用促進事業（愛知県健康福祉部）

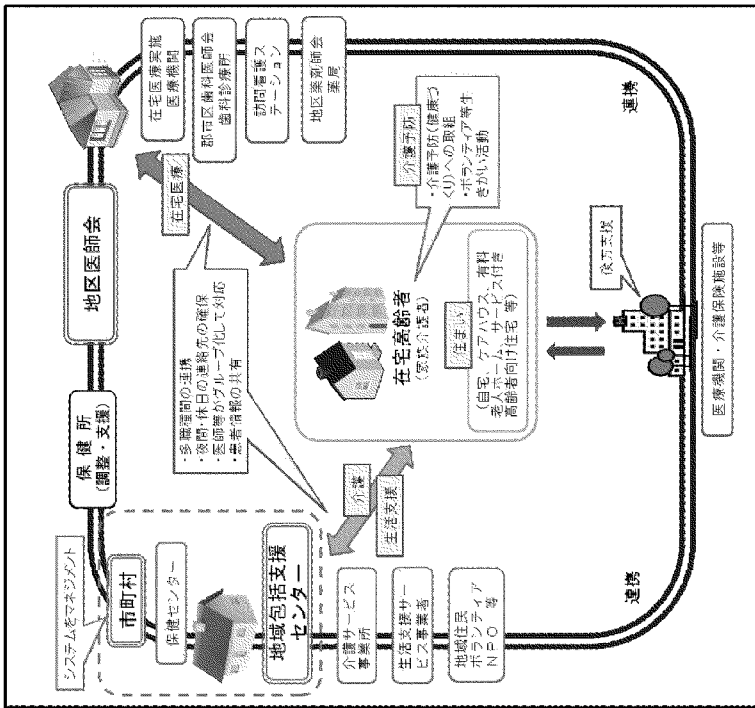
表 10-2-6 大腿骨頸部骨折患者（平成 26 年度 DPC 導入の影響評価に係る調査）の状況

②大腿骨頸部骨折（手術あり） (単位:人/年)

医療圏	医療機関所在地											流出患者数		
	名古屋・尾張中部	海部	尾張東部	尾張西部	尾張北部	知多半島	西三河北部	西三河中部	西三河西部	東三河北部	東三河南部		計	
名古屋・尾張中部	1827	16	134	8	41	3	5	0	1	0	0	2036	10.3%	
海部	41	224	0	14	0	0	0	0	0	0	0	279	19.7%	
尾張東部	46	1	238	0	2	0	6	0	1	0	0	294	19.0%	
尾張西部	6	4	1	313	3	0	0	0	0	0	0	327	4.3%	
尾張北部	12	0	4	4	445	0	0	0	1	0	1	467	4.7%	
知多半島	58	0	4	0	2	321	0	0	49	0	0	434	26.0%	
西三河北部	1	0	2	0	0	0	281	2	9	0	0	295	4.7%	
西三河中部	3	0	0	0	0	0	6	243	51	0	2	305	20.3%	
西三河西部	0	0	2	0	0	2	1	2	300	0	0	67	75	92.0%
東三河北部	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6	0	420	421	0.2%
東三河南部	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	491	5440	
計	1994	245	385	339	493	326	300	249	612	6	491	5440		
流入患者率	9.4%	8.6%	39.2%	7.7%	9.7%	1.5%	6.3%	2.4%	18.3%	0.0%	14.5%			

資料：医療人材有効活用促進事業（愛知県健康福祉部）

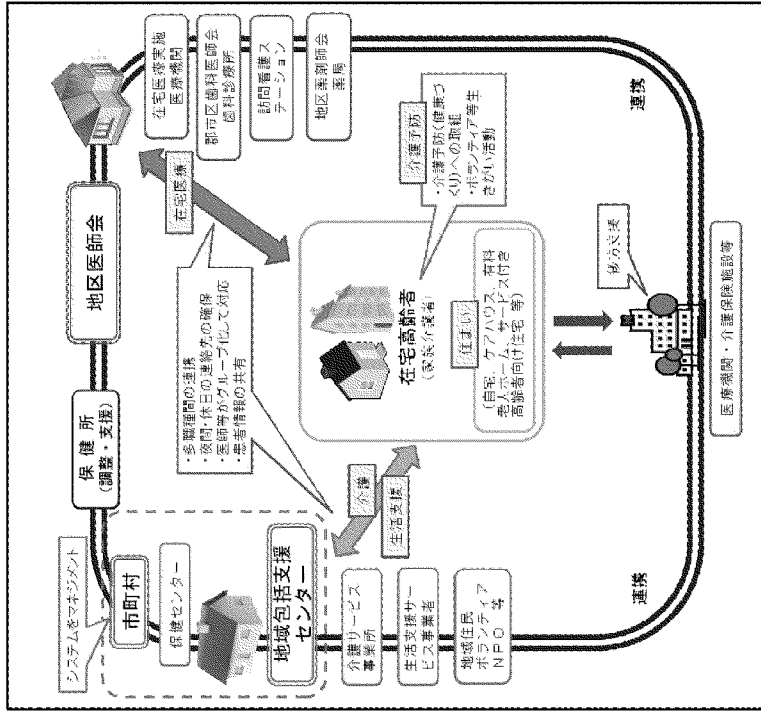
【地域包括ケアシステムのイメージ】



用語の解説

- 地域包括支援センター
 包括的支援事業として介護予防ケアマネジメント、地域における総合相談及び包括的・継続的ケアマネジメントの支援、権利擁護（成年後見制度の活用促進・高齢者虐待防止など）などを担う中核機関として平成17(2005)年の介護保険法の改正（以下「改正」という。）により創設されました。
- 予防給付
 要介護状態の軽減、悪化防止などのため、自立支援をより徹底する観点から平成17(2005)年の法改正により、要支援認定者に対する新たな予防給付が創設されました。
- 地域支援事業
 要介護になるおそれのある高齢者や家族などを対象に、要介護にならないための効果的な介護予防事業等が、平成17(2005)年の法改正により位置づけられました。また、平成26(2014)年の法改正では、新たに在宅医療・介護連携推進事業等が包括的支援事業に加わるなど、事業の充実が図られました。

【地域包括ケアシステムのイメージ】



用語の解説

- 地域包括支援センター
 包括的支援事業として介護予防ケアマネジメント、地域における総合相談及び包括的・継続的ケアマネジメントの支援、権利擁護（成年後見制度の活用促進・高齢者虐待防止など）などを担う中核機関として平成17(2005)年の介護保険法の改正（以下「改正」という。）により創設されました。
- 予防給付
 要介護状態の軽減、悪化防止などのため、自立支援をより徹底する観点から平成17(2005)年の法改正により、要支援認定者に対する新たな予防給付が創設されました。
- 地域支援事業
 要介護になるおそれのある高齢者や家族などを対象に、要介護にならないための効果的な介護予防事業等が、平成17(2005)年の法改正により位置づけられました。また、平成26(2014)年の法改正では、新たに在宅医療・介護連携推進事業等が包括的支援事業に加わるなど、事業の充実が図られました。

- 要支援
 - 常時介護を要する状態の軽減若しくは悪化の防止に特に資する支援を要する状態、又は身体上若しくは精神上の障害があるため一定期間にわたり継続して日常生活を営むのに支障があると見込まれる状態。要支援1～2の区分があります。
 - 要介護
 - 身体上又は精神上の障害があるため、一定期間、日常生活における基本的な動作の全部又は一部について一定期間にわたり継続して常時介護を要することが見込まれる状態であって、要支援状態以外の状態をいい、要介護1～5の区分があります。
 - 地域密着型サービス
 - 認知症高齢者や一人暮らし高齢者の増加等を踏まえ、住み慣れた地域での生活を継続できるよう平成18(2006)年度より創設されました。
 - ① 市町村がサービス事業者の指定・指導監督権限を有します。
 - ② 当該市町村の被保険者のみサービスの利用が可能です。
 - ③ 日常生活圏ごとに必要整備量を市町村計画に定めます。
 - ④ 地域密着型サービスの種類
 - 定期巡回・随時対応型訪問介護看護、認知症対応型訪問介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護(29人以下の有料老人ホームなど)、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護(29人以下の特別養護老人ホーム)、看護小規模多機能型居宅介護、地域密着型通所介護
 - 愛知県高齢者健康福祉計画
 - 本県では、老人福祉法に基づく「老人福祉計画」と介護保険法に基づく「介護保険事業支援計画」とを一体的に作成し、「愛知県高齢者健康福祉計画」として健康福祉サービスの目標量及び提供体制のあり方を明らかにしています。
 - この計画は3年ごとに見直すことになっており、令和3(2021)年度から令和5(2023)年度が計画期間の第8期計画を策定しました。
 - 介護保険施設
 - 介護保険施設には以下の3施設があります。
 - ① 介護老人福祉施設
 - 老人福祉法に規定する特別養護老人ホームで、要介護者に対して、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行う施設。
 - ② 介護老人保健施設
 - 介護保険法に規定する施設で、要介護者に対して施設サービス計画に基づき、看護、医学的管理下での介護、機能訓練等の必要な医療、日常生活の世話を行う施設。
 - ③ 介護療養型医療施設
 - 介護保険法に基づき知事の指定を受けた療養病床を有する医療機関。
 - ④ 介護医療院
 - 介護保険法に基づき知事の指定を受けた医療機能と生活施設としての機能を兼ね備えた新たな介護保険施設。(平成30(2018)年4月1日創設)

- 要介護
 - 常時介護を要する状態の軽減若しくは悪化の防止に特に資する支援を要する状態、又は身体上若しくは精神上の障害があるため一定期間にわたり継続して日常生活を営むのに支障があると見込まれる状態。要支援1～2の区分があります。
 - 要介護
 - 身体上又は精神上の障害があるため、一定期間、日常生活における基本的な動作の全部又は一部について一定期間にわたり継続して常時介護を要することが見込まれる状態であって、要支援状態以外の状態をいい、要介護1～5の区分があります。
 - 地域密着型サービス
 - 認知症高齢者や一人暮らし高齢者の増加等を踏まえ、住み慣れた地域での生活を継続できるよう平成18(2006)年度より創設されました。
 - ① 市町村がサービス事業者の指定・指導監督権限を有します。
 - ② 当該市町村の被保険者のみサービスの利用が可能です。
 - ③ 日常生活圏ごとに必要整備量を市町村計画に定めます。
 - ④ 地域密着型サービスの種類
 - 定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護(29人以下の有料老人ホームなど)、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護(29人以下の特別養護老人ホーム)、複合型サービス、地域密着型通所介護
 - 愛知県高齢者健康福祉計画
 - 本県では、老人福祉法に基づく「老人福祉計画」と介護保険法に基づく「介護保険事業支援計画」とを一体的に作成し、「愛知県高齢者健康福祉計画」として健康福祉サービスの目標量及び提供体制のあり方を明らかにしています。
 - この計画は3年ごとに見直すことになっており、平成30(2018)年度から平成32(2020)年度が計画期間の第7期計画を策定しました。
 - 介護保険施設
 - 介護保険施設には以下の3施設があります。
 - ① 介護老人福祉施設
 - 老人福祉法に規定する特別養護老人ホームで、要介護者に対して、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行う施設。
 - ② 介護老人保健施設
 - 介護保険法に規定する施設で、要介護者に対して施設サービス計画に基づき、看護、医学的管理下での介護、機能訓練等の必要な医療、日常生活の世話を行う施設。
 - ③ 介護療養型医療施設
 - 介護保険法に基づき知事の指定を受けた療養病床を有する医療機関。

- ロコモティブシンドローム（運動器症候群）
運動器の障害のために自立度が低下し、介護が必要となる危険性の高い状態。
- フレイル

「フレイル」については、学術的な定義がまだ確定していないが、「後期高齢者の保健事業のあり方に関する研究」報告書では、「加齢とともに、心身の活力（運動機能や認知機能等）が低下し、複数の慢性疾患の併存などの影響もあり、生活機能が障害され、心身の脆弱化が出現した状態であるが、一方で適切な介入・支援により、生活機能の維持向上が可能な状態像」と定義している。（平成27年度厚生労働科学研究特別事業「後期高齢者の保健事業のあり方に関する研究」報告書より引用）

○ あいちオレメンジタウソンの構想

高齢化の急速な進展により、認知症に関する施策の推進が喫緊の課題であることから、平成29(2017)年9月に策定した「認知症に理解の深いまちづくり」の先進モデルを目指す本県独自の施策です。

令和2(2020)年度までの「第1期アクションプラン」として「地域づくり」と「研究開発」の両面から11の取組を進め、令和3(2021)年度から令和5(2023)年度を計画期間とする「第2期アクションプラン」においては、新型コロナウイルス感染症拡大等の社会情勢の変化を踏まえ、認知症の人や家族の視点を重視しながら7つの柱に当たって取組を進めることとしています。

- ロコモティブシンドローム（運動器症候群）
運動器の障害のために自立度が低下し、介護が必要となる危険性の高い状態。
- フレイル

「フレイル」については、学術的な定義がまだ確定していないが、「後期高齢者の保健事業のあり方に関する研究」報告書では、「加齢とともに、心身の活力（運動機能や認知機能等）が低下し、複数の慢性疾患の併存などの影響もあり、生活機能が障害され、心身の脆弱化が出現した状態であるが、一方で適切な介入・支援により、生活機能の維持向上が可能な状態像」と定義している。（平成27年度厚生労働科学研究特別事業「後期高齢者の保健事業のあり方に関する研究」報告書より引用）

○ あいちオレメンジタウソンの構想

本県では、喫緊の課題である認知症対策をより一層推進するため、あいち健康の森を中心として、その周辺地域が一体となって「認知症に理解の深いまちづくり」の先進モデルをめざす「あいちオレメンジタウソンの構想」を平成29(2017)年9月に策定しました。この構想では、平成32(2020)年度までのアクションプランと平成37(2025)年度までの中長期的な取組を示しており、取組を全県に波及させることで、認知症対策の加速化を図ります。

愛知県地域保健医療計画 中間見直し 新旧対照表

※図・表の修正は煩雑になるためタイトルルに下線・マーカーをしています

新	旧
<p>第3節 薬局の機能強化と推進対策 1 薬局の機能推進対策 【現状と課題】</p> <p>○ 服薬情報の一元的・継続的な把握とそれに基づく薬学的管理・指導を行う患者本位のかかりつけ薬剤師・薬局の役割を十分に発揮することが求められています。</p> <p>○ 立地に依存した便利さだけでなく、患者・住民のニーズに対応できるかかりつけ薬剤師・薬局としての機能を発揮する必要があります。</p> <p>○ かかりつけ薬剤師・薬局の役割やそのメリットへの県民の認識が高くありません。</p> <p>○ 入院から外来、施設から在宅への流れの中、認知症患者や医療密度の高い患者にとって、在宅での薬学的管理の需要が高まっています。</p> <p>○ 地域包括ケアの一環として夜間・休日を含め、電話相談や調剤等の必要な対応(24時間対応)を行う体制が求められています。</p> <p>○ 地域包括ケアの一翼を担うために、多職種・多機関との連携体制が求められています。</p>	<p>第3節 薬局の機能強化と推進対策 1 薬局の機能推進対策 【現状と課題】</p> <p>○ 服薬情報の一元的・継続的な把握とそれに基づく薬学的管理・指導を行う患者本位のかかりつけ薬剤師・薬局の役割を十分に発揮することが求められています。</p> <p>○ かかりつけ薬剤師・薬局の役割やそのメリットへの県民の認識が高くありません。</p> <p>○ 入院から外来、施設から在宅への流れの中、認知症患者や医療密度の高い患者にとって、在宅での薬学的管理の需要が高まっています。</p> <p>○ 地域包括ケアの一環として夜間・休日を含め、電話相談や調剤等の必要な対応(24時間対応)を行う体制が求められています。</p> <p>○ 地域包括ケアの一翼を担うために、多職種・多機関との連携体制が求められています。</p>
	<p>課 題</p> <p>○ 立地に依存した便利さだけでなく、患者・住民のニーズに対応できるかかりつけ薬剤師・薬局としての機能を発揮する必要があります。</p> <p>○ かかりつけ薬剤師・薬局の役割や機能を理解し、かかりつけ薬剤師・薬局を選ぶ意義について、県民への普及啓発が必要です。</p> <p>○ 薬剤師は在宅医療の現場など薬局外での活動や地域包括ケアにおける一員としての役割を務める必要があります。</p> <p>○ 薬剤師が一人、または少数の薬局も多く、薬局単独での十分な対応が困難な場合があります。</p> <p>○ 薬剤師・薬局が調剤業務のみに偏るのではなく、地域包括ケアの一翼として地域の会議等に積極的に参加し、他機関との連携体制を</p>
	<p>現 状</p> <p>○ 立地に依存した便利さだけでなく、患者・住民のニーズに対応できるかかりつけ薬剤師・薬局としての機能を発揮する必要があります。</p> <p>○ かかりつけ薬剤師・薬局の役割や機能を理解し、かかりつけ薬剤師・薬局を選ぶ意義について、県民への普及啓発が必要です。</p> <p>○ 薬剤師は在宅医療の現場など薬局外での活動や地域包括ケアにおける一員としての役割を務める必要があります。</p> <p>○ 薬剤師が一人、または少数の薬局も多く、薬局単独での十分な対応が困難な場合があります。</p> <p>○ 薬剤師・薬局が調剤業務のみに偏るのではなく、地域包括ケアの一翼として地域の会議等に積極的に参加し、他機関との連携体制を</p>

<p>構築する必要があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 患者やかかりつけ医を始めとした多職種との積極的なやり取りを通じて地域で活躍するかかりつけ薬剤師の育成が必要です。 	<p>構築する必要があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 患者やかかりつけ医を始めとした多職種との積極的なやり取りを通じて地域で活躍するかかりつけ薬剤師の育成が必要です。 	<p>構築する必要があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 患者やかかりつけ医を始めとした多職種との積極的なやり取りを通じて地域で活躍するかかりつけ薬剤師の育成が必要です。
<ul style="list-style-type: none"> ○ 健康サポート機能や高度薬学管理機能を持つ薬局を増やす必要があります。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 健康サポート機能や高度薬学管理機能を持つ薬局を増やす必要があります。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 健康サポート機能や高度薬学管理機能を持つ薬局を増やす必要があります。
<ul style="list-style-type: none"> ○ 患者の希望に応じて、電子版お薬手帳に対応できる体制を構築する必要があります。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 患者の希望に応じて、電子版お薬手帳に対応できる体制を構築する必要があります。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 患者の希望に応じて、電子版お薬手帳に対応できる体制を構築する必要があります。

施する研修等を薬剤師会や医療・介護関係団体等と連携して開催していきいます。

- 地域住民による主体的な健康の維持・増進を支援する健康サポート薬局を広く県民に周知するとともに、薬局の積極的な取組を後押ししていきいます。
- 服薬情報の一元的・継続的な把握とそれに基づく薬学的管理・指導のために、電子版お薬手帳を含めお薬手帳の活用を今後も継続的に呼びかけていきます。
- 県薬剤師会と連携し、必要に応じて電子版お薬手帳を利用できる薬局の拡大を図っていきます。

用語の解説

- かかりつけ薬剤師・薬局
かかりつけ薬剤師・薬局は、薬物治療等に関して安心して相談できる身近な存在として、患者自身が地域の薬剤師・薬局の中から選ぶ信頼する薬剤師・薬局のことで、日常の交流を通じて個々の患者ごとに適切な情報提供等を行います。
患者が複数の医療機関・診療科を受診した場合でも、かかりつけ薬剤師・薬局で調剤・投薬を受けることで、服薬情報の一元的・継続的な把握とそれに基づく薬学的管理・指導が行われます。
- 健康サポート薬局
かかりつけ薬剤師・薬局の基本的な機能に加え、住民による主体的な健康の保持増進を積極的に支援する（健康サポート）機能を備えた薬局のこと。健康サポート薬局では、医薬品等の安全かつ適正な使用に関する助言を行うことや、健康の維持・増進に関する相談を幅広く受け付け、必要に応じ、適切な関係機関に紹介するといった取り組みを積極的に実施します。
- 高度薬学管理機能
がんやHIV、難病のような患者への専門的な薬物療法を提供するため、学会等が認定しているがん専門薬剤師等の高度な知識・技術と臨床経験を有する薬剤師による高度な薬学的管理ニーズへの対応を図る機能のこと。
- 電子版お薬手帳
お薬手帳は、患者が使っている医薬品の名称や用法用量等に関する情報を経時的に記録するものです。
電子版お薬手帳はスマートフォン等の電子媒体に医薬品の情報を記録するもので、携帯性が高いことから薬局に持参しやすく、かつ長期にわたる服用歴や他の健康に関する情報を管理することもできます。

施する研修等を薬剤師会や医療・介護関係団体等と連携して開催していきいます。

- 地域住民による主体的な健康の維持・増進を支援する健康サポート薬局を広く県民に周知するとともに、薬局の積極的な取組を後押ししていきいます。
- 服薬情報の一元的・継続的な把握とそれに基づく薬学的管理・指導のために、電子版お薬手帳を含めお薬手帳の活用を今後も継続的に呼びかけていきます。
- 県薬剤師会と連携し、必要に応じて電子版お薬手帳を利用できる薬局の拡大を図っていきます。

用語の解説

- かかりつけ薬剤師・薬局
かかりつけ薬剤師・薬局は、薬物治療等に関して安心して相談できる身近な存在として、患者自身が地域の薬剤師・薬局の中から選ぶ信頼する薬剤師・薬局のことで、日常の交流を通じて個々の患者ごとに適切な情報提供等を行います。
患者が複数の医療機関・診療科を受診した場合でも、かかりつけ薬剤師・薬局で調剤・投薬を受けることで、服薬情報の一元的・継続的な把握とそれに基づく薬学的管理・指導が行われます。
- 健康サポート薬局
かかりつけ薬剤師・薬局の基本的な機能に加え、住民による主体的な健康の保持増進を積極的に支援する（健康サポート）機能を備えた薬局のこと。健康サポート薬局では、医薬品等の安全かつ適正な使用に関する助言を行うことや、健康の維持・増進に関する相談を幅広く受け付け、必要に応じ、適切な関係機関に紹介するといった取り組みを積極的に実施します。
- 高度薬学管理機能
がんやHIV、難病のような患者への専門的な薬物療法を提供するため、学会等が認定しているがん専門薬剤師等の高度な知識・技術と臨床経験を有する薬剤師による高度な薬学的管理ニーズへの対応を図る機能のこと。
- 電子版お薬手帳
お薬手帳は、患者が使っている医薬品の名称や用法用量等に関する情報を経時的に記録するものです。
電子版お薬手帳はスマートフォン等の電子媒体に医薬品の情報を記録するもので、携帯性が高いことから薬局に持参しやすく、かつ長期にわたる服用歴や他の健康に関する情報を管理することもできます。

愛知県地域保健医療計画 中間見直し 新旧対照表

※図・表の修正は煩雑になるためタイトルルに下線・マーカーをしています

新	旧
<p>2 医薬分業の推進対策 【現状と課題】</p> <p>○ 本県における医薬分業率は、普及の開始が比較的遅かったこともあり、全国平均に比べると低い値となっていますが、年々順調に進展しています。(表10-3-1)</p> <p>○ <u>平成31(2019)年</u>3月現在、医療圏ごとの医薬分業率は、<u>海部及び尾張西部の73.2%</u>から<u>東三河北部の58.9%</u>まで格差があります。(表10-3-2)</p> <p>○ 医薬分業のメリットが十分理解されていない面があります。</p> <p>○ 厚生労働省が示した「患者のための薬局ビジョン」において、今後は、医薬分業の量から質への転換を見据えることが求められています。</p> <p>○ 薬局において患者が選択する医薬品の幅が広がっていますが、ジェネリック(後発)医薬品についてその特徴やメリットの理解はまだ十分とは言えません。</p>	<p>2 医薬分業の推進対策 【現状と課題】</p> <p>○ 院外処方せんの発行及び受入れについては、医療機関と薬局との相互理解のもとに、各地区の実情に応じた体制整備が不可欠です。</p> <p>○ 本県における医薬分業率は、普及の開始が比較的遅かったこともあり、全国平均に比べると低い値となっていますが、年々順調に進展しています。(表10-3-1)</p> <p>○ <u>平成29(2017)年</u>3月現在、医療圏ごとの医薬分業率は、<u>海部の74.5%</u>から<u>東三河北部の40.9%</u>まで格差があります。(表10-3-2)</p> <p>○ 医薬分業のメリットが十分理解されていない面があります。</p> <p>○ 厚生労働省が示した「患者のための薬局ビジョン」において、今後は、医薬分業の量から質への転換を見据えることが求められています。</p> <p>○ 薬局において患者が選択する医薬品の幅が広がっていますが、ジェネリック(後発)医薬品についてその特徴やメリットの理解はまだ十分とは言えません。</p>

【今後の方策】

- 平成 27 (2015) 年 4 月 1 日付けで一部改正した「愛知県医薬分業推進基本方針」に従い、本県の医薬分業率が全国平均を上回ることを目標として 2 次医療圏ごとに医薬分業を推進します。
- 県医師会、県歯科医師会、県薬剤師会等関係機関と相互に連携し、服薬情報の一元的・継続的な把握とそれに基づき患者ごとに最適な薬学的管理・指導が行われる患者本位の医薬分業を推進します。
- 医薬分業をはじめ公衆衛生・地域医療の拠点となる「かかりつけ薬剤師・薬局」を育成し、県民への普及、定着を図ります。
- 後発医薬品の適正使用及び理解向上を図っていきます。

【目標値】

医薬分業率
本県の医薬分業率が全国平均を上回ること
(平成31(2019)年度 全国平均：74.9%、愛知県：66.7%)

【今後の方策】

- 平成 27 (2015) 年 4 月 1 日付けで一部改正した「愛知県医薬分業推進基本方針」に従い、本県の医薬分業率が全国平均を上回ることを目標として 2 次医療圏ごとに医薬分業を推進します。
- 県医師会、県歯科医師会、県薬剤師会等関係機関と相互に連携し、服薬情報の一元的・継続的な把握とそれに基づき患者ごとに最適な薬学的管理・指導が行われる患者本位の医薬分業を推進します。
- 医薬分業をはじめ公衆衛生・地域医療の拠点となる「かかりつけ薬剤師・薬局」を育成し、県民への普及、定着を図ります。
- 後発医薬品の適正使用及び理解向上を図っていきます。

【目標値】

医薬分業率
本県の医薬分業率が全国平均を上回ること
(平成28(2016)年度 全国平均：71.7%、愛知県：62.9%)

表10-3-1 医薬分業率の推移

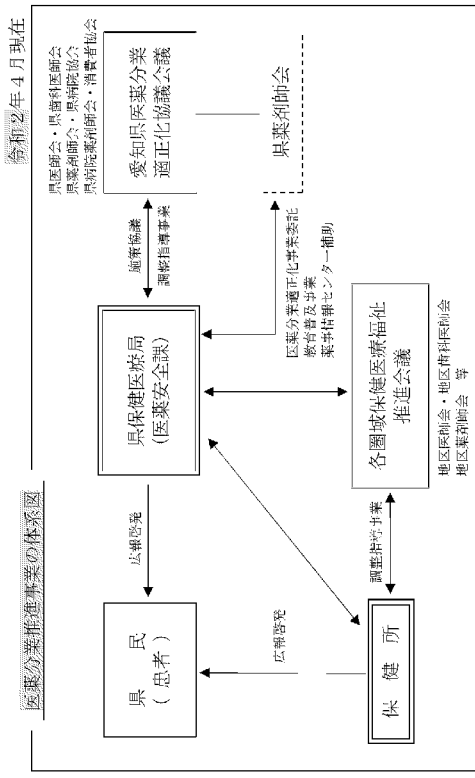
年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
愛知県	58.0	59.9	61.1	62.9	64.2	65.6	66.7
全国	67.0	68.7	70.0	71.7	72.8	74.0	74.9

資料：日本薬剤師会調べ（全保険）

表10-3-2 2次医療圏別医薬分業の状況

名古屋・尾張中部	海部	尾張中部	尾張西部	尾張北部	知多半島
70.2	73.2	69.2	73.2	72.6	72.3
西三河北部	西三河南部東	西三河南部西	東三河北部	東三河南部	
69.2	61.6	60.3	58.9	66.7	
(全県)					69.1

資料：社会保険診療報酬支払基金愛知支部及び愛知県後期高齢者医療広域連合調べ
(平成31年3月の社会保険分及び国保分から推計)



【体系図の説明】

- 医薬安全課は県医師会、県歯科医師会、県薬剤師会、県病院協会、県病院薬剤師会及び消費者協会が構成する愛知県医薬分業適正化協議会を開催し、適正な医薬分業の推進・定着のための施策を検討しています。
- 医薬安全課がより質の高い患者本位の医薬分業を推進するため、県薬剤師会に医薬分業適正化事業等を委託しています。
- 保健所はそれぞれの地区医師会、地区歯科医師会および地区薬剤師会等と調整をしながら必要に応じて各圏域保健医療福祉推進会議で地域事情に見合った医薬分業を指導しています。
- 県民に対する医薬分業に関する知識啓発は、医薬安全課及び保健所が中心となって実施しています。

【実施されている施策】

- 各医療圏の状況に応じた医薬分業の推進
- 圏域保健医療福祉推進会議において、地域の実情に応じた推進方策を検討
- 後発医薬品の適正使用及び理解向上の推進

表10-3-1 医薬分業率の推移

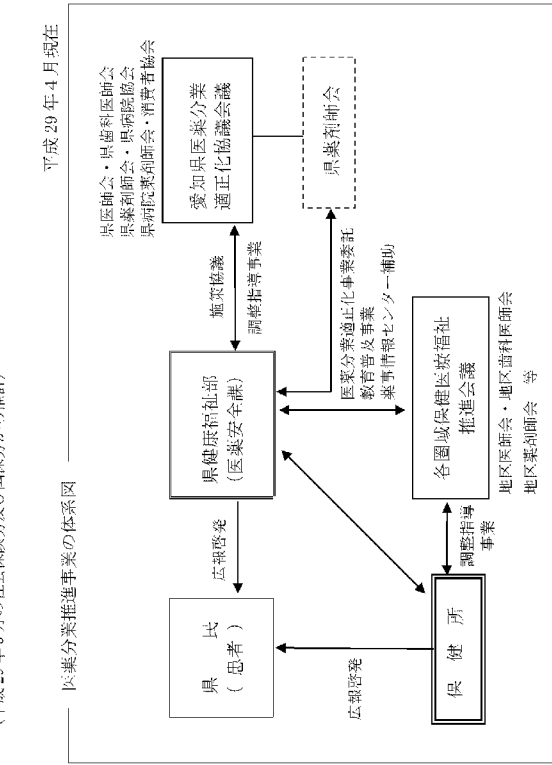
	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
愛知県	51.3	56.0	57.3	58.0	59.9	61.1	62.9
全国	63.1	65.1	66.1	67.0	68.7	70.0	71.7

資料：日本薬剤師会調べ（全保険）

表10-3-2 2次医療圏別医薬分業の状況

名古屋・尾張中部	海部	尾張東部	尾張西部	尾張北部	知多半島
66.4	74.5	65.3	70.7	69.2	67.1
西三河北部	西三河南部東	西三河南部西	東三河北部	東三河南部	
63.7	58.0	56.7	40.9	63.7	
(全県)					65.4

資料：社会保険診療報酬支払基金愛知支部及び愛知県後期高齢者医療広域連合調べ
(平成29年3月の社会保険分及び国保分から推計)



【体系図の説明】

- 医薬安全課は県医師会、県歯科医師会、県薬剤師会、県病院協会、県病院薬剤師会及び消費者協会が構成する愛知県医薬分業適正化協議会を開催し、適正な医薬分業の推進・定着のための施策を検討しています。
- 医薬安全課がより質の高い患者本位の医薬分業を推進するため、県薬剤師会に医薬分業適正化事業等を委託しています。
- 保健所はそれぞれの地区医師会、地区歯科医師会および地区薬剤師会等と調整をしながら必要に応じて各圏域保健医療福祉推進会議で地域事情に見合った医薬分業を指導しています。
- 県民に対する医薬分業に関する知識啓発は、医薬安全課及び保健所が中心となって実施しています。

【実施されている施策】

- 各医療機関の支援に応じた医薬分業の推進
- 圏域保健医療福祉推進会議において、地域の実情に応じた推進方策を検討
- 後発医薬品の適正使用及び理解向上の推進
- 後発医薬品適正使用協議会の開催
- 県政お届け講座等講習会による県民への啓発活動の実施
- かかりつけ薬剤師・薬局の育成
- 薬局業務運営ガイドライン及び患者のための薬局ビジョンの周知・普及
- 医薬分業の適正化
- 薬局で発生した調剤過誤等の不適切な事例を収集し、原因の究明、防止対策の検討、薬局薬剤師への周知徹底等を実施（県薬剤師会への委託）
- かかりつけ薬剤師・薬局及びお薬手帳の普及促進（県薬剤師会への委託）
- 薬剤師の研修体制の充実
- 調剤過誤対策をはじめ、調剤、服薬指導等に関する研修の充実
- 在宅医療に即座に対応できる薬剤師の育成及び薬局の体制構築（県薬剤師会への委託）
- 薬事情報センターの運営補助（県薬剤師会への補助）
- 医薬分業に関する知識の普及啓発
- 「薬と健康の週間」における広域啓発
- 薬事教育普及事業の補助（県薬剤師会への補助）
- その他、医薬分業を正しく理解するための、一般県民（患者）及び関係者に対する啓発

- ・ 後発医薬品適正使用協議会の開催
- ・ 県政お届け講座等講習会による県民への啓発活動の実施
- かかりつけ薬剤師・薬局の育成
- 薬局業務運営ガイドライン及び患者のための薬局ビジョンの周知・普及
- 医薬分業の適正化
- 薬局で発生した調剤過誤等の不適切な事例を収集し、原因の究明、防止対策の検討、薬局薬剤師への周知徹底等を実施（県薬剤師会への委託）
- かかりつけ薬剤師・薬局及びお薬手帳の普及促進（県薬剤師会への委託）
- 薬剤師の研修体制の充実
- 調剤過誤対策をはじめ、調剤、服薬指導等に関する研修の充実
- 在宅医療に即座に対応できる薬剤師の育成及び薬局の体制構築（県薬剤師会への委託）
- 薬事情報センターの運営補助（県薬剤師会への補助）
- 医薬分業に関する知識の普及啓発
- 「薬と健康の週間」における広域啓発
- 薬事教育普及事業の補助（県薬剤師会への補助）
- その他、医薬分業を正しく理解するための、一般県民（患者）及び関係者に対する啓発

用語の解説

- 医薬分業
医師・歯科医師と薬剤師によって医薬品の使用をダブルチェックし、効き目や安全性をより高め、より良い医療を提供することを目的としています。
- 医薬分業の良い点は、患者が薬局で十分な薬の説明や服薬指導を受けられ、納得して服用することができるとともに、薬局での薬歴管理により重複投与や相互作用による副作用を未然に防止し、安全な使用が確保できることです。
- 服薬指導
患者がより安全に医薬品を使用できるように、交付の際にその効果効果、使用方法、注意事項等を説明することを服薬指導といい、これによりコンプライアンス（服薬遵守）の向上が図られます。
- 薬局業務運営ガイドライン
薬局を医療機関の一つと位置づけ、地域保健医療に貢献する「かかりつけ薬局」を育成するため、薬局白らの努力目標でありかかりつけ行政指導の指針として国が定めて県で運用を行っているものです。
- 患者のための薬局ビジョン
患者本位の医薬分業の実現に向けて、かかりつけ薬剤師・薬局の今後の姿を明らかにするとともに、同様の世代が後期高齢者（75歳以上）になる2025年、更に10年後の2035年に向けて、中長期的視野に立って現在の薬局をかりつけ薬局に出編する道筋を提示するものです。
- ジェネリック（後発）医薬品
ジェネリック医薬品とは、有効成分および効き目は新薬（先発医薬品）と同じですが、新薬の特許期間満了後に承認された医薬品です。研究開発に要する費用が低く抑えることができるところから新薬に比べてより安価な医薬品で後発医薬品ともいいます。

用語の解説

- 医薬分業
医師・歯科医師と薬剤師によって医薬品の使用をダブルチェックし、効き目や安全性をより高め、より良い医療を提供することを目的としています。
- 医薬分業の良い点は、患者が薬局で十分な薬の説明や服薬指導を受けられ、納得して服用することができるとともに、薬局での薬歴管理により重複投与や相互作用による副作用を未然に防止し、安全な使用が確保できることです。
- 服薬指導
患者がより安全に医薬品を使用できるように、交付の際にその効果効果、使用方法、注意事項等を説明することを服薬指導といい、これによりコンプライアンス（服薬遵守）の向上が図られます。
- 薬局業務運営ガイドライン
薬局を医療機関の一つと位置づけ、地域保健医療に貢献する「かかりつけ薬局」を育成するため、薬局白らの努力目標でありかかりつけ行政指導の指針として国が定めて県で運用を行っているものです。
- 患者のための薬局ビジョン
患者本位の医薬分業の実現に向けて、かかりつけ薬剤師・薬局の今後の姿を明らかにするとともに、同様の世代が後期高齢者（75歳以上）になる2025年、更に10年後の2035年に向けて、中長期的視野に立って現在の薬局をかりつけ薬局に出編する道筋を提示するものです。
- ジェネリック（後発）医薬品
ジェネリック医薬品とは、有効成分および効き目は新薬（先発医薬品）と同じですが、新薬の特許期間満了後に承認された医薬品です。研究開発に要する費用が低く抑えることができるところから新薬に比べてより安価な医薬品で後発医薬品ともいいます。

愛知県地域保健医療計画 中間見直し 新旧対照表

※図・表の修正は煩雑になるためタイトルに下線・マーカーをしています

新	旧
<p>第4節 保健医療情報システム 【現状と課題】</p> <p>現 状</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 広域災害・救急医療情報システム 愛知県医師会館7階に救急医療情報センターを設置(運営を愛知県医師会に委託)し、24時間体制で県民等からの電話照会に対して、救急対応医療機関の紹介を行っています。 また、平成16(2004)年6月からは、インターネット方式による新たなシステムを導入するとともに、現在、5か国語(英語、中国語、スペイン語、ポルトガル語、韓国語)による音声FAX自動案内を開始しています。 (http://www.qq.pref.aichi.jp) さらに、平成21(2009)年4月末からは、救急隊が医療機関へ搬送した情報や問い合わせたものの受入不能であった情報を、当該救急隊が携帯電話を使って入力することにより、受入医療機関に関する情報を共有する救急搬送情報共有システム(愛称ETIS)を全国で初めて運用開始しています。 加えて、令和元(2019)年12月からは、県民が現在受診可能な医療機関を検索できるWebサイト「あいち救急医療ガイド」に外国語表示機能を追加し、4か国語(英語、中国語(繁体語・簡体語)、韓国語、ポルトガル語)による案内を開始しています。 ○ 周産期医療情報システム インターネットを利用して、総合及び地域周産期母子医療センターや地域の周産期医療施設等をネットワーク化したシ <p>課 題</p>	<p>第4節 保健医療情報システム 【現状と課題】</p> <p>現 状</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 広域災害・救急医療情報システム 愛知県医師会館7階に救急医療情報センターを設置(運営を愛知県医師会に委託)し、24時間体制で県民等からの電話照会に対して、救急対応医療機関の紹介を行っています。 また、平成16(2004)年6月からは、インターネット方式による新たなシステムを導入するとともに、現在、5か国語(英語、中国語、スペイン語、ポルトガル語、韓国語)による音声FAX自動案内を開始しています。 (http://www.qq.pref.aichi.jp) さらに、平成21(2009)年4月末からは、救急隊が医療機関へ搬送した情報や問い合わせたものの受入不能であった情報を、当該救急隊が携帯電話を使って入力することにより、受入医療機関に関する情報を共有する救急搬送情報共有システム(愛称ETIS)を全国で初めて運用開始しています。 ○ 周産期医療情報システム 妊産婦及び新生児の迅速な搬送を実現するため、携帯端末を利用して、周産期母子医療センターと地域の周産期医療施設 <p>課 題</p>

システムを運用しています。

(削除)

- 8020 支援情報システム
愛知県歯科医師会では、ホームページに医療機能情報公表システムと連動させた「安心・安全なあなたの町の歯医者さん」を掲載し、県民に歯科医療情報を提供しています。

また、会員向けに病診連携に活用するための情報が提供できるようイントラネットを稼働させています。

- 薬事情報システム
愛知県薬剤師会では、薬事情報センターを設け、医薬品等に関するデータの収集管理を行い、医療関係者を始め広く県民に情報提供を行っています。

- 感染症発動調査システム
結核や感染症の発生状況を調査し、厚生労働省にオンラインにより報告するとともに、集計分析結果を県民に対し情報提供しています。

- 医療機能情報公表システム
県内の病院、診療所、助産所及び薬局の医療機能情報について、医療機関等から県が報告を受け、情報を取りまとめた上で、インターネット等で分かりやすい形で公表しています。

【今後の方策】

- 県及び各団体において整備している各種保健医療情報システムの精度を高め、県民が利用しやすいシステムとなるよう充実・強化を図ります。

の間で、搬送の受入調整を行うネットワークを構築しています。

- へき地医療支援システム (Web会議システム)
へき地診療所の機能を強化するため、へき地医療拠点病院とへき地診療所との間に伝送装置を設置し、へき地医療拠点病院がへき地診療所の診療活動等を援助しています。

- 8020 支援情報システム
愛知県歯科医師会では、ホームページに「あなたの町の歯医者さん」を掲載し、県民に対して歯科医院の情報を提供しています。

また、会員向けに病診連携に活用するための情報が提供できるようイントラネットを稼働させています。

- 薬事情報システム
愛知県薬剤師会では、薬事情報センターを設け、薬品に関するデータの収集管理を行い、医療関係者を始め広く県民に情報提供を行っています。

- 感染症発動調査システム
結核や感染症の発生状況を調査し、厚生労働省にオンラインにより報告するとともに、集計分析結果を県民に対し情報提供しています。

- 医療機能情報公表システム
県内の病院、診療所、助産所及び薬局の医療機能情報について、医療機関等から県が報告を受け、情報を取りまとめた上で、インターネット等で分かりやすい形で公表しています。

【今後の方策】

- 県及び各団体において整備している各種保健医療情報システムの精度を高め、県民が利用しやすいシステムとなるよう充実・強化を図ります。

○ 医療機関に対して県への報告を求めていくことにより、医療機能情報の更新等を適切に行い、情報の精度を高めていく必要があります。

愛知県地域保健医療計画 中間見直し 新旧対照表

※図・表の修正は煩雑になるためタイトルに下線・マーカーをしています

新	旧
<p>第5節 医療安全対策 【現状と課題】</p> <p>1 立入検査による指導</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 医療法の改正により、平成19(2007)年4月から、全ての医療機関に医療安全のための体制の確保が義務付けられました。具体的な措置として、院内感染対策、医薬品の安全管理、医療機器の安全管理があげられています。 ○ 医療安全に対する県民の関心の高まりを受け、本県では平成13(2001)年9月から医師、事務職等が主体であった医療監視員に薬剤師、保健師、栄養士等の職種を加え、医療安全管理チェックリストを用いてより具体的な指導に努めてきました。 ○ チェックリストについては、医療事故の防止のための体制や運用状況について、事前に医療機関がチェックしたものを立入検査時に確認し、必要に応じて指導しています。 ○ なお、医療安全の項目は、毎年度見直しを行い、医療機関の医療安全対策の充実を図っています。 <p>2 愛知県医療安全支援センター</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 医療法に都道府県及び保健所設置市は医療安全支援センターを設置するよう努めることが明記され、平成19(2007)年4月から施行されています。 ○ 本県では、平成15(2003)年7月1日に愛知県医療安全支援センターを開設し、医療に関する苦情や相談に対応し、 	<p>第5節 医療安全対策 【現状と課題】</p> <p>1 立入検査による指導</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 医療法の改正により、平成19(2007)年4月から、全ての医療機関に医療安全のための体制の確保が義務付けられました。具体的な措置として、院内感染対策、医薬品の安全管理、医療機器の安全管理があげられています。 ○ 医療安全に対する県民の関心の高まりを受け、本県では平成13(2001)年9月から医師、事務職等が主体であった医療監視員に薬剤師、保健師、栄養士等の職種を加え、医療安全管理チェックリストを用いてより具体的な指導に努めてきました。 ○ チェックリストについては、医療事故の防止のための体制や運用状況について、事前に医療機関がチェックしたものを立入検査時に確認し、必要に応じて指導しています。 ○ なお、医療安全の項目は、毎年度見直しを行い、医療機関の医療安全対策の充実を図っています。 <p>2 愛知県医療安全支援センター</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 医療法に都道府県及び保健所設置市は医療安全支援センターを設置するよう努めることが明記され、平成19(2007)年4月から施行されています。 ○ 本県では、平成15(2003)年7月1日に愛知県医療安全支援センターを開設し、医療に関する苦情や相談に対応し、

に提供することが有用であり、県と医療機関の連携手段としてメトリングリストなどでネットワーク化を図ることが必要です。

ています。同センターには、**事務職1名、薬剤師1名及び看護師1名**を配置し、第三者的な立場で患者等相談者からの相談に迅速に対応する等、医療の安全と県民の医療に対する信頼を高めるための施策を実施しており、ホームページやパンフレットを用いて、周知に努めています。平成28(2016)年度は**1,304件、1日平均5.9件の相談**を受理しています。

- 保健所設置市のうち、平成16(2004)年6月1日から名古屋市医療安全相談窓口が設置されています。
- 平成22(2010)年度、豊橋市、岡崎市、豊田市の保健所設置市に新たに設置となり、全ての保健所設置市に医療安全支援センターが設置されました。
- 国は2次医療圏ごとに医療安全支援センターを設置するように求められており、本県では保健所の相談体制の中で対応しています。
- 専門的な相談について、愛知県医師会(平成18(2006)年度より事業委託)、愛知県歯科医師会(平成20(2008)年度より事業委託)、愛知県弁護士会・医療事故相談センターなどの機関と連携しています。

- 県内の病院の**99.4%**が院内に苦情相談の受付窓口を定めており、これらの窓口とも連携を図っています。

3 医療安全推進協議会

- 愛知県医療安全支援センターの開設と同時に、「愛知県医療安全推進協議会」を設置しました。
県内における適切で安全な医療の提供を目的に、委員は医療関係者を始め弁護士、消費者団体の代表及び有識者から構成され、同センターの運営、医療

に提供することが有用であり、県と医療機関の連携手段としてメトリングリストなどでネットワーク化を図ることが必要です。

ています。同センターには、**事務職1名及び看護師2名**を配置し、第三者的な立場で患者等相談者からの相談に迅速に対応する等、医療の安全と県民の医療に対する信頼を高めるための施策を実施しており、ホームページやパンフレットを用いて、周知に努めています。令和元(2019)年度は**1,310件、1日平均5.5件の相談**を受理しています。

- 保健所設置市のうち、平成16(2004)年6月1日から名古屋市医療安全相談窓口が設置されています。
- 平成22(2010)年度、豊橋市、岡崎市、豊田市の保健所設置市に新たに設置となり、全ての保健所設置市に医療安全支援センターが設置されました。
- 国は2次医療圏ごとに医療安全支援センターを設置するように求められており、本県では保健所の相談体制の中で対応しています。
- 専門的な相談について、愛知県医師会(平成18(2006)年度より事業委託)、愛知県歯科医師会(平成20(2008)年度より事業委託)、愛知県弁護士会・医療事故相談センターなどの機関と連携しています。

- 県内の病院の**97.5%**が院内に苦情相談の受付窓口を定めており、これらの窓口とも連携を図っています。

3 医療安全推進協議会

- 愛知県医療安全支援センターの開設と同時に、「愛知県医療安全推進協議会」を設置しました。
県内における適切で安全な医療の提供を目的に、委員は医療関係者を始め弁護士、消費者団体の代表及び有識者から構成され、同センターの運営、医

に提供することが有用であり、県と医療機関の連携手段としてメトリングリストなどでネットワーク化を図ることが必要です。

- 当センターでは対応できない法的な事項や医療内容等に関わる専門的な相談については、他の機関との一層の連携・協力が必要です。

- ほぼすべての病院において相談窓口が設置されていますが、今後は専任職員の配置など充実策をさらに推進していくことが必要です。

療安全対策に関する検討を行っていません。他には名古屋市にも設置されていません。

- 医療機関において重大な医療事故が発生した場合に、県への任意の報告を求めています。

4 医療安全情報の提供

- 医療法に基づく医療事故収集等による医療安全情報を始め、関係通知を関係団体を通じて医療機関に情報提供しています。

5 院内感染対策

- 感染症の専門家のない中小規模の病院等が、院内感染の防止策の立案や初動対策を講じるにあたって、地域の医療機関や大学の専門家などから助言、技術支援を受けることのできるネットワークを構築することにより、地域全体での院内感染対策の向上を図ることを目的に、平成20(2008)年9月1日から院内感染ネットワーク事業を開始しています。

地域の専門家で構成する委員会を定期開催し、ネットワーク委員会の運営や支援について検討を行っています。また、相談を受け助言したり、支援を行った事例など、院内感染の情報についてまとめた事例集を作成し、県内医療機関に情報提供を行っています。

6 高度な医療機器の配置状況

- 高度な医療機器の配置状況については、病床機能報告制度(令和元(2019)年度)で見ると、各医療圏により差があります。(表5-1-1)

安全対策に関する検討を行っていません。他には名古屋市にも設置されていません。

- 医療機関において重大な医療事故が発生した場合に、県への任意の報告を求めています。

4 医療安全情報の提供

- 医療法に基づく医療事故収集等による医療安全情報を始め、関係通知を関係団体を通じて医療機関に情報提供しています。

5 院内感染対策

- 感染症の専門家のない中小規模の病院等が、院内感染の防止策の立案や初動対策を講じるにあたって、地域の医療機関や大学の専門家などから助言、技術支援を受けることのできるネットワークを構築することにより、地域全体での院内感染対策の向上を図ることを目的に、平成20(2008)年9月1日から院内感染ネットワーク事業を開始しています。

地域の専門家で構成する委員会を定期開催し、ネットワーク委員会の運営や支援について検討を行っています。また、相談を受け助言したり、支援を行った事例など、院内感染の情報についてまとめた事例集を作成し、県内医療機関に情報提供を行っています。

6 高度な医療機器の配置状況

- 高度な医療機器の配置状況については、病床機能報告制度(平成28(2016)年度)で見ると、マルチスライスCTは全ての医療圏にありますが、その他の医療機器は医療圏により差があります。

○ 収集された事故報告を安全対策に活用するための情報の分析方法及び提供方法を確立することが必要です。

○ 国の動きを踏まえながら、関係団体と情報を共有し、県民への啓発などを検討することが必要です。

○ 高度な医療機器が不足する医療圏にあたっては、他の医療圏との連携を推進していくことが必要です。

愛知県地域保健医療計画 中間見直し 新旧対照表

※図・表の修正は煩雑になるためタイトルに下線・マーカーをしています

新	旧
<p>第6節 血液確保対策 【現状と課題】</p> <p>現 状</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 「安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律」において、国・地方公共団体・採血事業者の役割が明記されています。 ○ 毎年度、国が定める「献血推進計画」に基づき、愛知県献血推進協議会の意見を踏まえて献血目標量及び献血推進のための事業を設定しています。 ○ 本県の輸血用血液製剤は県内の献血で確保されていますが、少子高齢化が進み、献血者数が減少しています。献血目標量の達成及びより安全な血液製剤の供給を図るため、400mL及び成分献血の推進を図っています。(400mL及び成分献血による血液は、少人数の献血者の血液で輸血を行うことができると患者さんにとって、副作用などを減らすことができます。) (図10-6-①～10-6-③) <p>課 題</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 少子化と若者の献血離れにより献血者が減少しています。必要なた血液の目標量を確保していく必要があります。 	<p>第6節 血液確保対策 【現状と課題】</p> <p>現 状</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 「安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律」において、国・地方公共団体・採血事業者の役割が明記されています。 ○ 毎年度、国が定める「献血推進計画」に基づき、愛知県献血推進協議会の意見を踏まえて献血目標量及び献血推進のための事業を設定しています。 ○ 本県の輸血用血液製剤は県内の献血で確保されていますが、少子高齢化が進み、献血者数が減少しています。献血目標量の達成及びより安全な血液製剤の供給を図るため、400mL及び成分献血の推進を図っています。(400mL及び成分献血による血液は、少人数の献血者の血液で輸血を行うことができると患者さんにとって、副作用などを減らすことができます。) (図10-6-①～10-6-③) <p>課 題</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 少子化と若者の献血離れにより献血者が減少しています。必要なた血液の目標量を確保していく必要があります。

【今後の方策】

- 国から毎年度示される県の献血により確保すべき血液の目標量の確保を図っていきます。
- より安全な血液製剤の供給を図るため、400ml 及び成分献血の推進を図っていきます。
- 若年層の献血への理解を深めるための普及・啓発を一層推進していきます。

用語の解説

- 献血の種類
採血方法は大きく分けて2種類あり、すべての血液の成分を採血する方法（全血献血）と必要な血液の成分を採血する方法（成分献血）があります。
 - ・全血献血は、1回の献血での採血量で、400ml 献血と 200ml 献血があります。
 - ・成分献血は採血する成分の種類で、血漿成分献血と血小板成分献血があります。
- 輸血用血液製剤の種類
医療機関で使われる輸血用血液製剤には、大きく分けて「赤血球」「血漿」「血小板」「全血」があります。現在では、血液を各成分に分離し、患者さんが必要とする成分だけを輸血する「成分輸血」が主流となっています。

【今後の方策】

- 国から毎年度示される県の献血により確保すべき血液の目標量の確保を図っていきます。
- より安全な血液製剤の供給を図るため、400ml 及び成分献血の推進を図っていきます。
- 若年層の献血への理解を深めるための普及・啓発を一層推進していきます。

用語の解説

- 献血の種類
採血方法は大きく分けて2種類あり、すべての血液の成分を採血する方法（全血献血）と必要な血液の成分を採血する方法（成分献血）があります。
 - ・全血献血は、1回の献血での採血量で、400ml 献血と 200ml 献血があります。
 - ・成分献血は採血する成分の種類で、血漿成分献血と血小板成分献血があります。
- 輸血用血液製剤の種類
医療機関で使われる輸血用血液製剤には、大きく分けて「赤血球」「血漿」「血小板」「全血」があります。現在では、血液を各成分に分離し、患者さんが必要とする成分だけを輸血する「成分輸血」が主流となっています。

(資料提供：愛知県赤十字血液センター・作成：愛知県)

図 10-6-①

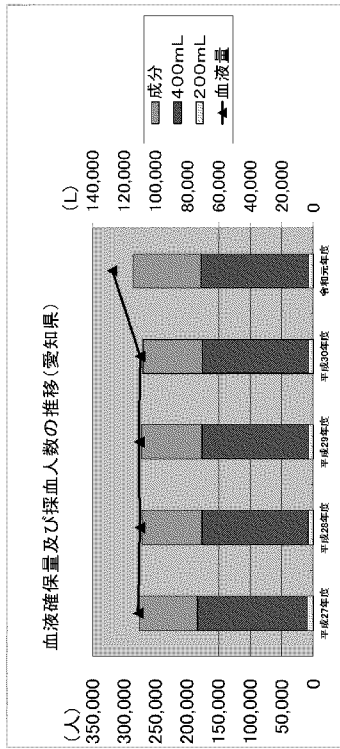


図 10-6-②

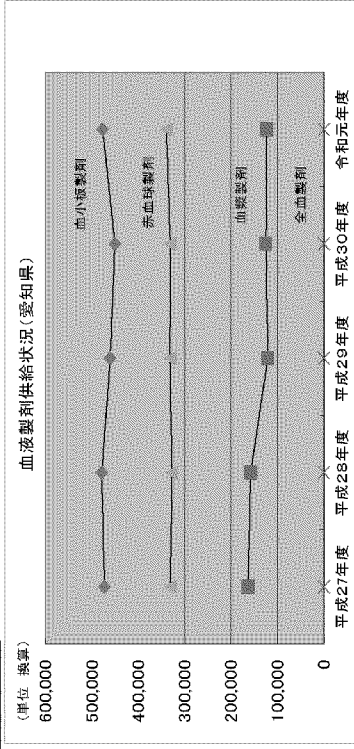
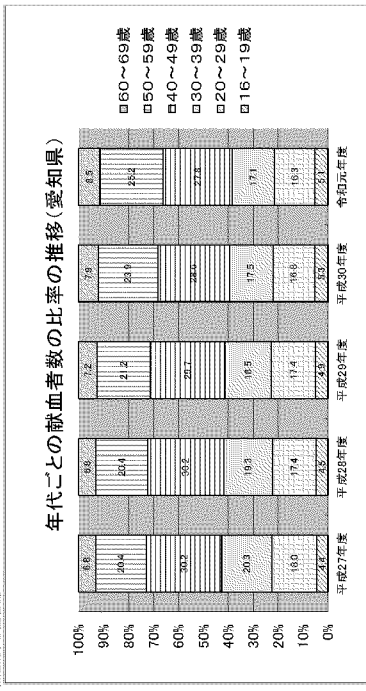


図 10-6-③



(資料提供：愛知県赤十字血液センター・作成：愛知県)

図 10-6-①

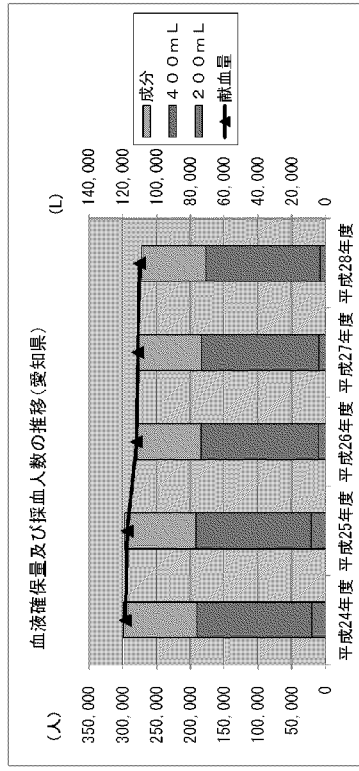


図 10-6-②

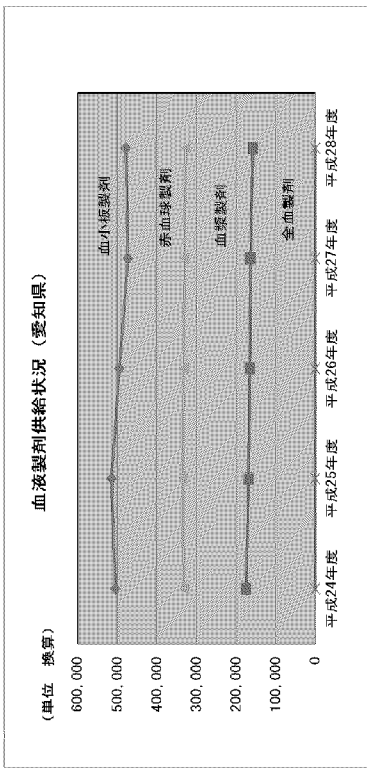
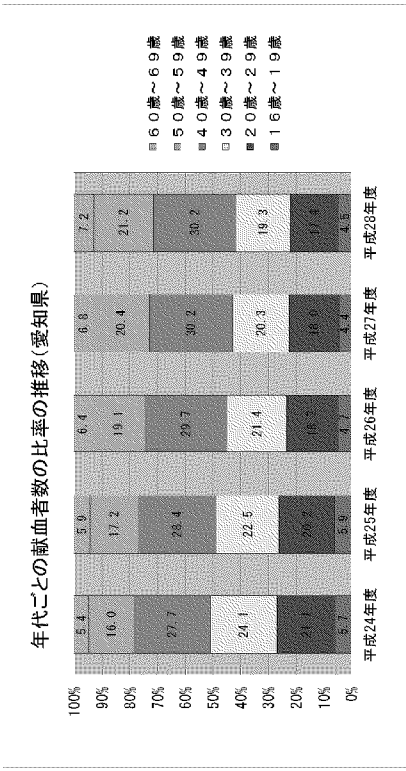


図 10-6-③



愛知県地域保健医療計画 中間見直し 新旧対照表

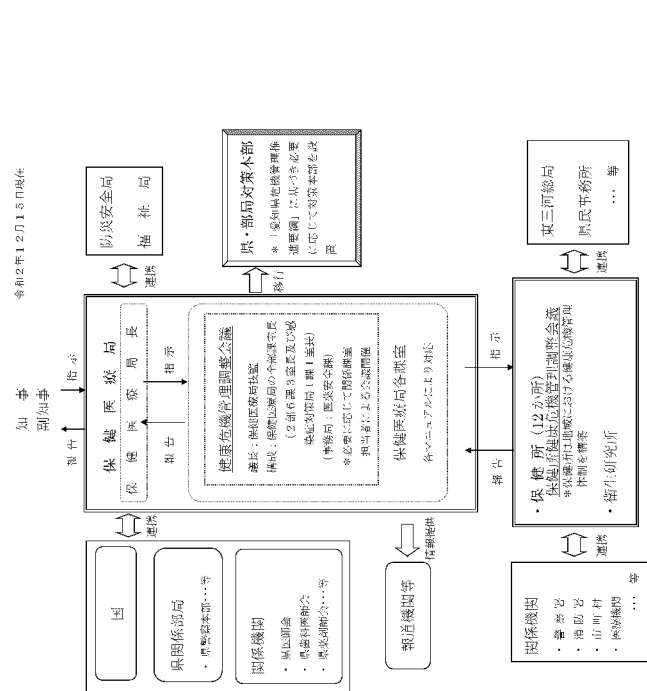
※図・表の修正は煩雑になるためタイトルに下線・マーカーをしています

新	旧
<p>第7節 健康危機管理対策 【現状と課題】</p> <p>1 健康危機管理体制の整備</p> <p>○ 県保健医療局に健康危機管理調整会議を設置し、定期的に開催することにより、部内の円滑な調整を図っています。</p> <p>○ 関係機関と健康危機管理体制の整備、連絡網の作成を行っています。</p> <p>○ 広域的な連携体制を確保するため、東海北陸ブロック健康危機管理連絡協議会における相互支援に関する協定を平成18(2006)年12月に締結しています。</p> <p>○ 健康危機管理手引書を作成し、関係機関に配備しています。</p> <p>○ 警察と衛生研究所が、相互に連携して検査を分担実施できる体制を整備しています。</p> <p>○ 24時間、365日の対応に備え、休日、夜間における連絡体制を整備しています。</p> <p>2 平時の対応</p> <p>○ 各種規制法令に基づき通常の監視指導を行っています。</p> <p>○ 広範囲にわたる健康危機の発生が予測される施設に対しては、広域機動班による監視指導を行っています。</p> <p>発生が予測される健康危機について</p>	<p>第7節 健康危機管理対策 【現状と課題】</p> <p>1 健康危機管理体制の整備</p> <p>○ 県健康福祉部に健康危機管理調整会議を設置し、定期的に開催することにより、部内の円滑な調整を図っています。</p> <p>○ 関係機関と健康危機管理体制の整備、連絡網の作成を行っています。</p> <p>○ 広域的な連携体制を確保するため、東海北陸ブロック健康危機管理連絡協議会における相互支援に関する協定を平成18(2006)年12月に締結しています。</p> <p>○ 健康危機管理手引書を作成し、関係機関に配備しています。</p> <p>○ 警察と衛生研究所が、相互に連携して検査を分担実施できる体制を整備しています。</p> <p>○ 24時間、365日の対応に備え、休日、夜間における連絡体制を整備しています。</p> <p>2 平時の対応</p> <p>○ 各種規制法令に基づき通常の監視指導を行っています。</p> <p>○ 広範囲にわたる健康危機の発生が予測される施設に対しては、広域機動班による監視指導を行っています。</p> <p>発生が予測される健康危機について</p>
<p>課 題</p> <p>○ 健康危機管理体制の整備では、常に組織等の変更に留意し、逐次見直し、有事に機能できる体制の整備が必要です。</p>	<p>課 題</p> <p>○ 健康危機管理体制の整備では、常に組織等の変更に留意し、逐次見直し、有事に機能できる体制の整備が必要です。</p> <p>○ 職員の研修・訓練を実施することにより、手引書の実効性を検討し、見直しを図る必要があります。</p> <p>○ 原因究明に関わる検査機関(保健所、衛生研究所、科学捜査研究所等)との連携の充実を図る必要があります。</p> <p>○ 監視指導体制、連絡体制について、常に実効性のあるものであることを確認する必要があります。</p>

<p>は、個別の対応マニュアルを整備しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 保健所職員に対する研修を定期的の実施しています。 <p>3 有事の対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 被害の状況を把握し、被害を受けた方に対する医療提供体制の確保を図っています。 ○ 関係機関との連携のもとに、原因究明体制を確保しています。 ○ 健康危機発生状況及び予防措置等について県民へ速やかに広報できる体制を整備しています。 ○ 重大な健康被害が発生し、若しくは発生のおそれがある場合は、対策本部を設置します。 <p>4 事後の対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 健康診断、心身の健康相談を実施します。 ○ 有事の対応状況を評価するための調査研究を実施します。 	<p>は、個別の対応マニュアルを整備しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 保健所職員に対する研修を定期的の実施しています。 <p>3 有事の対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 被害の状況を把握し、被害を受けた方に対する医療提供体制の確保を図っています。 ○ 関係機関との連携のもとに、原因究明体制を確保しています。 ○ 健康危機発生状況及び予防措置等について県民へ速やかに広報できる体制を整備しています。 ○ 重大な健康被害が発生し、若しくは発生のおそれがある場合は、対策本部を設置します。 <p>4 事後の対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 健康診断、心身の健康相談を実施します。 ○ 有事の対応状況を評価するための調査研究を実施します。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 情報の一元化に努める必要があります。 ○ 複数の原因を想定した対応ができる体制づくりが重要です。 <ul style="list-style-type: none"> ○ 調査研究体制の充実が必要です。
<p>(今後の方策)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 平時には健康危機管理調整会議を定期に開催し、保健医療圏各課室が情報を共有するとともに、有事の際には、速やかに開催し、県として適切な対応を決定します。 ○ 保健所や衛生研究所の機能強化を図るため、職員の研修や訓練を実施するなど、人材育成に努めます。 ○ 保健所の広域機動班の機能を強化し、平時における監視指導を更に充実させます。 		<p>【今後の方策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 平時には健康危機管理調整会議を定期に開催し、健康福祉部各課室が情報を共有するとともに、有事の際には、速やかに開催し、県として適切な対応を決定します。 ○ 保健所や衛生研究所の機能強化を図るため、職員の研修や訓練を実施するなど、人材育成に努めます。 ○ 保健所の広域機動班の機能を強化し、平時における監視指導を更に充実させます。

保健医療局健康危機管理体制図

令和2年12月15日現在



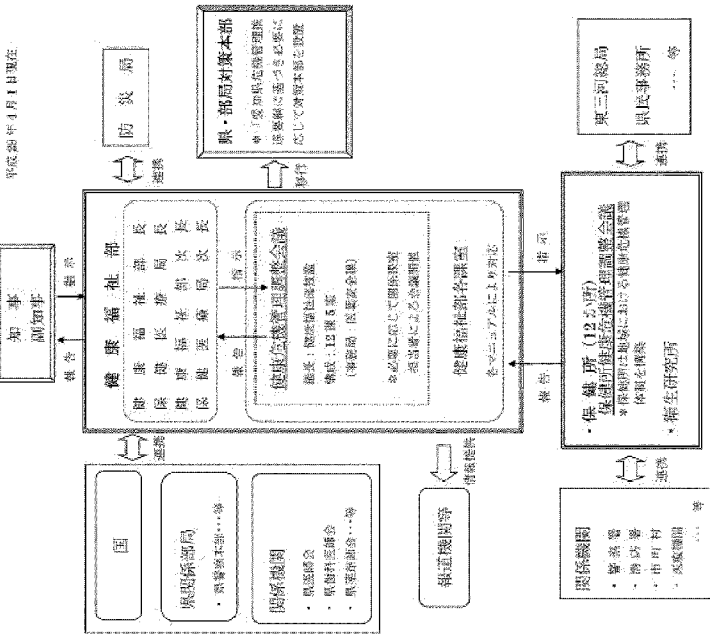
保健医療局健康危機管理体制図

【体制図の解説】

- 平時には、保健医療局内各課室において健康危機に関する情報収集を行い、健康危機管理調整会議を定期的に行い、情報の共有を図っています。また、必要な情報が速やかに知事まで報告される体制を整備しています。
- 県の防災安全局を始めとする関係部局、国及び警察本部及び関係機関との連絡網により情報収集及び情報提供を行うなど連携を図っています。
- 有事の際には、健康危機管理調整会議を速やかに開催し、適切な対応を図ります。また、愛知県危機管理推進要綱に基づく対策本部設置の必要性について検討し、必要に応じて対策本部及び現地対策本部を設置します。
- 地域においても保健所を中心として、警察署、消防署、市町村等と密接な連携を保ち、情報収集に努めており、有事の際には、速やかに保健医療局の各担当課室へ状況報告が行われ、適切な対応を行うための体制を整えています。

健康福祉部健康危機管理体制図

平成28年4月1日現在



【体制図の解説】

- 平時には、健康福祉部内各課室において健康危機に関する情報収集を行い、健康危機管理調整会議を定期的に行い、情報の共有を図っています。また、必要な情報が速やかに知事まで報告される体制を整備しています。
- 県の防災安全局を始めとする関係部局、国及び警察本部及び関係機関との連絡網により情報収集及び情報提供を行うなど連携を図っています。
- 有事の際には、健康危機管理調整会議を速やかに開催し、適切な対応を図ります。また、愛知県危機管理推進要綱に基づく対策本部設置の必要性について検討し、必要に応じて対策本部及び現地対策本部を設置します。
- 地域においても保健所を中心として、警察署、消防署、市町村等と密接な連携を保ち、情報収集に努めており、有事の際には、速やかに健康福祉部の各担当課室へ状況報告が行われ、適切な対応を行うための体制を整えています。